

第4期
富山市行政改革
実施計画

令和3年3月 策定

令和6年3月 改定

目次

I	行政改革の背景と経緯	・ ・ ・ 1
II	これまでの取組と成果	
1.	富山市行政改革大綱について	・ ・ ・ 2
2.	第1期富山市行政改革実施計画について	・ ・ ・ 3
3.	第2期富山市行政改革実施計画について	・ ・ ・ 3
4.	第3期富山市行政改革実施計画について	・ ・ ・ 4
III	情勢の変化	
1.	地方行財政を取り巻く情勢の変化	・ ・ ・ 5
2.	政府の方針	・ ・ ・ 5
IV	本市における課題	
1.	人口と年齢構成の推移	・ ・ ・ 6
2.	厳しい財務状況	・ ・ ・ 6
3.	公共施設の老朽化	・ ・ ・ 7
4.	総人件費の抑制	・ ・ ・ 7
	【これまでの振り返りと今後の進むべき方向】	・ ・ ・ 8
V	第4期富山市行政改革実施計画について	
1.	基本理念	・ ・ ・ 9
2.	基本方針	・ ・ ・ 9
3.	構成	・ ・ ・ 9
4.	重点事項	・ ・ ・ 9
5.	本計画の位置づけ	・ ・ ・ 10
6.	計画期間	・ ・ ・ 10
7.	評価体制	・ ・ ・ 10
VI	数値目標の設定について	
1.	財政指標	・ ・ ・ 11
2.	職員の適正化（富山市定員適正化計画）	・ ・ ・ 11
VII	具体の取組について	
	【取組項目（個票）の見方について】	・ ・ ・ 12
	重点事項1 スマート自治体の推進	
	①オープンデータの活用	・ ・ ・ 13
新規	②ライフライン共通プラットフォーム事業の推進	・ ・ ・ 14
新規	③センサーネットワークの利活用	・ ・ ・ 15
新規	④マイナンバー制度の活用	・ ・ ・ 16
新規	⑤各種申請書等の電子化・オンライン化	・ ・ ・ 17
新規	⑥押印の見直し	・ ・ ・ 18
新規	⑦マイナンバーカードの普及促進	・ ・ ・ 19
新規	⑧ICTを活用したスマート農業の推進	・ ・ ・ 20
	⑨情報システム調達価格の適正化	・ ・ ・ 21
	⑩情報システムの最適化	・ ・ ・ 22
新規	⑪AI・RPA等のICT活用の推進	・ ・ ・ 23
新規	⑫Web会議の推進	・ ・ ・ 24
新規	⑬文書管理の適正化（ペーパーレス化・電子決裁の導入検討）	・ ・ ・ 25
新規	⑭共同利用型行政システムの導入検討	・ ・ ・ 26
新規	⑮ビッグデータを活用したまちづくり施策の検討	・ ・ ・ 27
新規	⑯市公式LINEを活用した情報発信・オンライン申請等	・ ・ ・ 28

重点事項 2 行政資源の最適化

	①補助金等の見直し	・ ・ ・ 29
	①⑧公の施設の使用料の適正化	・ ・ ・ 30
新規	①⑨公共施設の長寿命化	・ ・ ・ 31
	②⑩公共施設マネジメントの推進（関連計画の改訂等）	・ ・ ・ 32
	②⑪公共施設マネジメントの推進（地域別実行計画の着実な実行）	・ ・ ・ 33
	②⑫事務事業の見直し	・ ・ ・ 34
	②⑬行政財産使用料の減免基準の適正化	・ ・ ・ 35
	②⑭固定資産台帳の利用による活用可能な公有財産の検討	・ ・ ・ 36
新規	②⑮未利用資産の活用の推進	・ ・ ・ 37
新規	②⑯老人福祉センター等の廃止	・ ・ ・ 38
	②⑰市立保育所の統廃合	・ ・ ・ 39
	②⑱ごみ収集業務の効率化	・ ・ ・ 40
	②⑲農業集落排水施設の維持管理の一元化	・ ・ ・ 41
	③①都市計画道路の見直し	・ ・ ・ 42
新規	③②官民連携による社会インフラの維持管理業務の検討	・ ・ ・ 43
新規	③③橋りょう等の社会インフラマネジメントの推進	・ ・ ・ 44
新規	③④市営住宅の管理戸数の適正化	・ ・ ・ 45
	③⑤病院事業の健全経営	・ ・ ・ 46
	③⑥上下水道事業の健全経営	・ ・ ・ 47
	③⑦下水道処理施設の統合	・ ・ ・ 48
新規	③⑧効率的な老朽下水道管の対策	・ ・ ・ 49
新規	③⑨小・中学校の再編	・ ・ ・ 50
新規	③⑩学校教育施設の長寿命化	・ ・ ・ 51
新規	③⑪市立幼稚園の適正配置	・ ・ ・ 52

重点事項 3 多様な主体との共創・協働

	④①多様なPPP手法導入の優先的な検討	・ ・ ・ 53
	④②民間提案公民連携事業の推進	・ ・ ・ 54
	④③指定管理者制度の見直しとモニタリングを通じたサービス向上	・ ・ ・ 55
新規	④④未来共創の推進	・ ・ ・ 56
新規	④⑤企業版ふるさと納税制度等の活用の推進	・ ・ ・ 57
	④⑥市立保育所の民営化	・ ・ ・ 58
新規	④⑦PPP手法による公設地方卸売市場の再整備	・ ・ ・ 59
新規	④⑧歩くライフスタイルの推進	・ ・ ・ 60
	④⑨学校給食調理業務の民間委託の拡大	・ ・ ・ 61

重点事項 4 適正かつ柔軟な働き方と組織の実現

	⑤①外郭団体の見直し	・ ・ ・ 62
新規	⑤②内部統制の適正かつ効率的な運用	・ ・ ・ 63
	⑤③柔軟な組織への見直し	・ ・ ・ 64
新規	⑤④テレワーク等の多様な働き方の推進	・ ・ ・ 65
新規	⑤⑤勤務時間管理のシステム導入	・ ・ ・ 66
	⑤⑥定員及び給与の適正管理	・ ・ ・ 67
	⑤⑦効率的かつ効果的な人材育成	・ ・ ・ 68

取組項目まとめ	・ ・ ・ 69
---------	----------

本計画の策定体制とスケジュールについて	・ ・ ・ 70
---------------------	----------

用語解説	・ ・ ・ 71、72
------	-------------

I 行政改革の背景と経緯

これまでの本市を含む地方自治体における行政改革は、全般的にみれば、国からの要請に応じる形で進展してきており、その中心となってきたのは、定員適正化や組織・機構改革をはじめとする簡素化・合理化といった内容であります。

地方自治体における行政改革の取り組みは、国が昭和60年1月に「地方行政改革大綱」を策定し、地方行革の推進に関する指針を示すとともに、地方自治体に行政改革大綱を策定するよう求めたことを契機としております。

行政改革大綱とは、一定期間における行政改革への取り組みの基本方針や措置の計画を明文化したものでありますが、国からの指針が示されて以降、今日に至るまで、本市を含む地方自治体においては、行政改革の基本方針や具体的な取組事項を行政改革大綱に明示し、計画的に行政改革に取り組んでいくという方法が定着しております。

その後、国は、平成17年3月に「地方行政改革指針」を策定し、全国の地方公共団体に対し、行政改革に向けての新たな取り組みや数値目標を盛り込んだ5年程度の「集中改革プラン」を策定・公表することを要請したことから、本市を含む多くの地方自治体においては、従来の行政改革大綱と、新たに策定した集中改革プラン（実施計画）が並存することになったものであります。

この『行政改革大綱』と『実施計画』の関係は地方自治体によって異なるものの、基本的には、『行政改革大綱』が行政改革の方針や重点項目を示すものであるのに対し、『実施計画』は行政改革の具体的な実施項目と数値目標・目標年次を明示したものとなっており、本市でも同様の考えに基づき、平成17年12月に富山市行政改革大綱、18年3月に第1期富山市行政改革実施計画を策定し、令和3年3月まで3期15年間に渡り、行政改革に取り組んでまいりました。

平成17年4月の市町村合併以降の行政改革は、これまで一定の成果を得られたものと考えておりますが、その一方で、継続して対応すべき問題や、時代の変化やコロナ禍を契機に新たに生じた課題の解決に、引き続き取り組んでいく必要があることから、第4期行政改革実施計画は、行政改革大綱の基本的な考え方を踏まえつつ、急速な時代の変化や複雑化する社会の要請等に応じるべく、新たな視点や考え方を取り入れながら策定しました。

策定期間	計画名称
平成17年12月	富山市行政改革大綱
平成18年3月	第1期富山市行政改革実施計画（平成18年度～平成22年度）
平成23年3月	第2期富山市行政改革実施計画（平成23年度～平成27年度）
平成28年3月	第3期富山市行政改革実施計画（平成28年度～令和2年度）

1. 富山市行政改革大綱について

1 主旨

平成17年4月に行われた市町村合併の効果を最大限活かし、少子高齢化や、地方分権の進展に伴う地方自治体に係る役割増大等の課題に対応すべく、新市において取組むべき行政改革の基本的な考え方をまとめました。

2 構成

富山市行政改革大綱は、以下に掲げる**7つの基本目標**により構成されています。

- ・ 簡素で効率的な行政運営
- ・ 健全な財政運営の確保
- ・ 時代に対応した行政サービスの提供
- ・ 人事管理及び給与の適正化
- ・ 職員の意識改革と組織の活性化
- ・ 行政の公正の確保と透明性の向上
- ・ 市民との協働の推進

2. 第1期富山市行政改革実施計画について

1 概要

行政改革大綱策定後の最初の計画として、大綱の柱である7つの基本目標の下に、205の具体の取組項目を設定し、改革に取り組みました。

2 成果

主な取り組み

- ・ 指定管理者制度の導入
- ・ 保育所の民営化
- ・ 公共料金のコンビニ納付の実施
- ・ 小・中学校の整備に係るPFIの活用 …など

市全体の数的効果

- ・ 職員総数を合計325人（7.1％）削減 〈目標：4,541人から230人削減〉
- ・ 各年度の実質公債費比率^{※1}を11～12％に維持 〈目標値：16％以内〉

3. 第2期富山市行政改革実施計画について

1 概要

「**集中改革期間**」として行政改革大綱の7つの基本目標の下、網羅的に152の取組項目を設定し、改革に取り組みました。

2 成果

主な取り組み

- ・ 事務事業の見直し
- ・ 定員適正化の推進
- ・ 情報システム運用経費の適正化 …など

市全体の数的効果

- ・ 職員総数を合計263人（6.2％）削減 〈目標：4,222人から225人削減〉
- ・ 各年度の実質公債費比率を13～14％に維持 〈目標値：17.5％以内〉
- ・ 計画最終年度時点の将来負担比率^{※2}を130.4％に改善 〈目標値：175％以内〉

※1 一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）などが、標準財政規模（地方公共団体の標準的な収入である市税や普通交付税等の一年間の合計額）を基本とする額に占める割合。

※2 一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、標準財政規模を基本とする額に占める割合。

4. 第3期富山市行政改革実施計画について

1 概要

「重点改革期間」として、行政改革大綱の基本理念を踏まえつつ、新たに今日的な行政課題に重点的に取り組むため、5つの最重点事項を設け、取組項目を38に絞り、丁寧な改革を推進することとしました。

また、当実施計画を、本市の「総合計画」や「まち・ひと・しごと総合戦略」の推進を下支えするための計画であると明確に位置付けました。

2 構成

市全体での数値目標、以下に示す5つの最重点事項と付帯する計38の取組項目から構成されています。

最重点事項	主な取組項目
PPP戦略の推進	多様なPPP手法導入の優先的な検討
	指定管理者制度の充実・点検
徹底した歳入歳出改革	事務事業の見直し
	補助金の見直し
都市経営の視点による市政運営	公共施設マネジメントの推進
	公の施設の使用料の適正化
外郭団体・公営企業の健全経営	公営企業の経営計画の策定
	外郭団体のあり方検討
電子自治体の推進	情報システムの適正化
	オープンデータの活用推進

3 成果

取組による効果 ※令和元年度末時点

- ・ 総人件費の削減の推進
- ・ 外郭団体の見直し（24団体⇒21団体に整理・統廃合）
- ・ 計70件の補助金の廃止・改善を実施
- ・ 公共施設等総合管理計画及びアクションプランの策定 …など

数値目標の進捗状況

- ・ 各年度の実質公債費比率を9～12％前後に維持〈目標値：16％以内〉
- ・ 令和元年度の将来負担比率：125.5％〈令和元年度目標値：122.5％以内〉
- ・ 平成28～令和元年度において基礎的財政収支(※3)の黒字を継続
- ・ 一般行政部門(※4)の職員数を32人(1.1％)増員〈目標：2,745人から33人増員(※5)〉

※3 プライマリーバランス。財政の健全性を測る指標であり、地方債等の発行収入を除いた収入と、公債費の元利償還額を除いた歳出との収支を表したものの。

※4 職員総数から消防、病院を除く全部門。上記の数値は令和2年4月1日時点の実績値。

※5 当初の目標は「一般行政職の職員数を54人削減」するものだったが、生産性向上やヒューマンエラーの防止、職員の働き方改革の推進等の観点から、職員数の削減率を行政改革のベンチマークとする考えを改め、令和元年度に改定を行った。

1. 地方行財政を取り巻く情勢の変化

1

人口減少・超高齢社会の進行に伴い、社会保障費が増大する一方で、生産年齢人口の減少により税収の伸びが今後も期待できない状況にある中、**扶助費等の増大等を要因とした財政の硬直化**が今まで以上に進むことが懸念されます。

2

近年、「働き方改革」として、労働時間の短縮やワークライフバランスの確保が今まで以上に強く求められており、テレワークや時差出勤等、**働き方の変化**が急速に進んでいます。

3

ポストコロナ社会における「新しい生活様式」に対応した、非対面・非接触による行政手続きのオンライン化など、**デジタル行政の推進**が強く求められるようになりました。行政に求められる不断の行政改革の必要性は、コロナ禍以前と変わっていませんが、**取り組み自体の時間軸はこれまで以上に短くなっています**。

2. 政府の方針

「骨太の方針2020」及び「第32次地方行財政体制のあり方に関する答申」において、以下の方針が示されました。

骨太の方針2020

- ・ デジタルガバメント^(※6)の断行
- ・ 変化を加速するための制度や慣行の見直し
- ・ 新しい働き方・暮らし方 …等

「新たな日常を通じた
質の高い社会の実現」

第32次地方行財政体制のあり方に関する答申

- ・ 地方行政のデジタル化
- ・ 公共私連携 …等

「現在の社会システムを
デザインし直す好機」

※6 デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革していくこと。

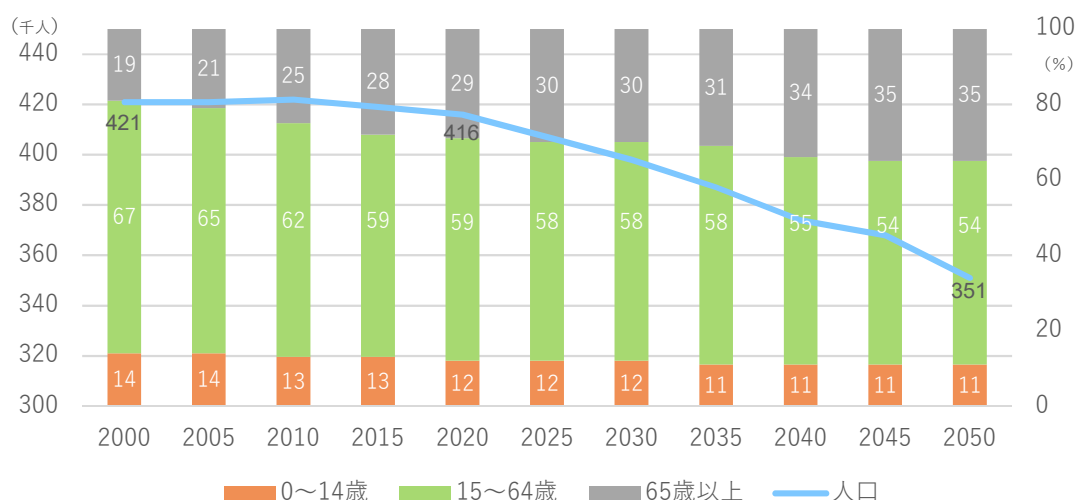
1. 人口と年齢構成の推移

「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を政策の基本に据え、雇用や子育て環境、教育、文化など様々な分野の施策に取り組んできた結果、社会動態における転入者増等の成果が一定程度表れています。

その一方で、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加の傾向にあり、**人口減少及び少子高齢化が急速に進行する**見込みになっております。

本市の将来人口推計と年齢区分別の人口予測

(出典：富山市将来人口推計報告書（2020年版）表「年齢3区分別の構成比」「総人口推計結果」より抜粋)



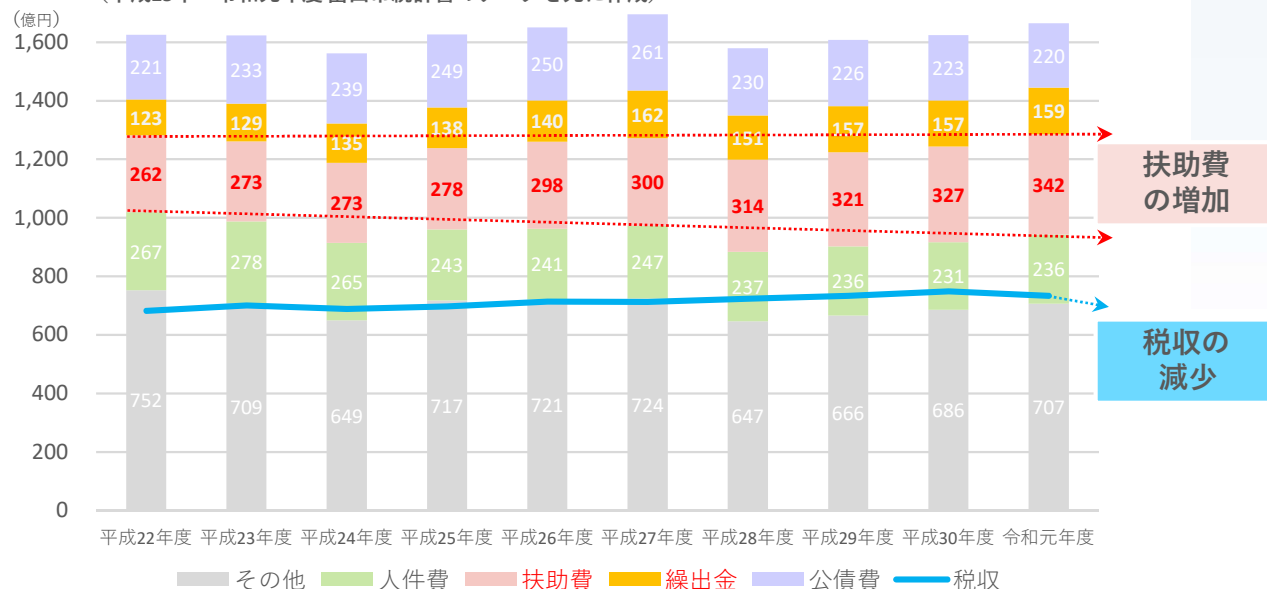
2. 厳しい財政状況

今後の本市の財政見通しについて、歳入面では、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動の停滞により、市税の減収が見込まれることから、財源の確保が課題となります。

一方、歳出面では、**少子・超高齢化の進行による社会保障や医療にかかる経費（扶助費）の増加等**を要因に、多くの財政需要が見込まれています。

富山市の歳出額の推移

(平成25年～令和元年度 富山市統計書のデータを元に作成)



3. 公共施設の老朽化

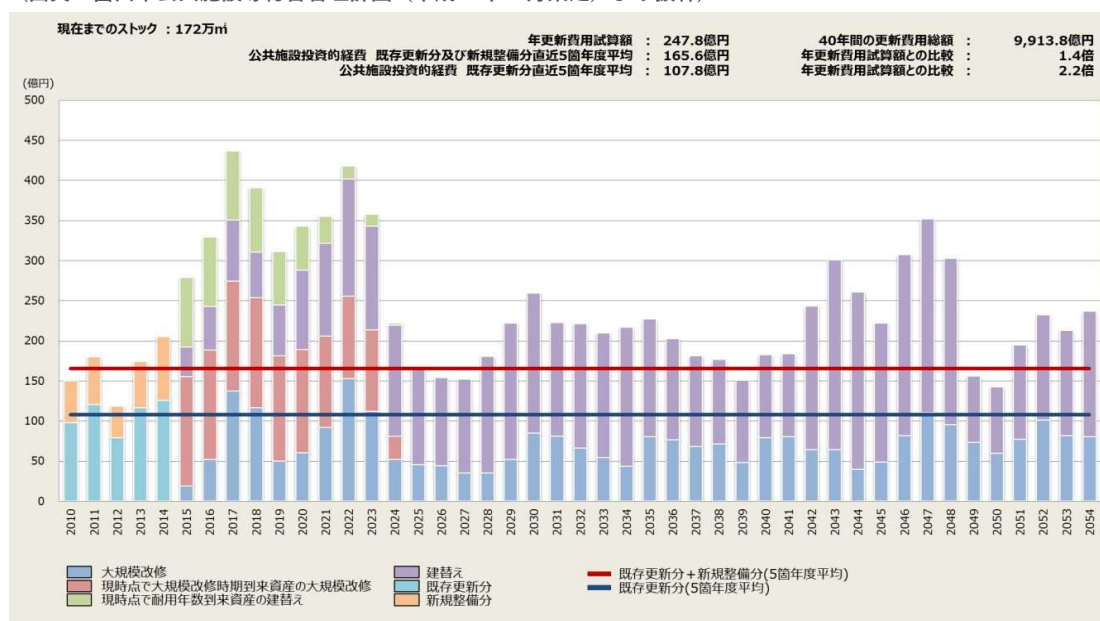
本市では、学校や市営住宅等の公共建築物（いわゆるハコモノ）をはじめ、道路、橋りょう、上下水道管等、多くの資産を保有しており、1人当たりの延床面積は中核市の中で上位（平成27年3月時点で7位）となっています。

この公共施設の多くが1980年代から90年代にかけて集中的に整備されており、今から約20～30年後に一斉に更新時期を迎えることになり、その際に大幅な予算の不足が発生することが見込まれています。

現在の状態をこのまま放置した場合、次の世代には**新しい施設の整備はもとより、今ある施設の維持すらも困難**になることが予想されます。

将来更新費用推計

（出典：富山市公共施設等総合管理計画（平成28年12月策定）より抜粋）



4. 総人件費の抑制

平成18年度の定員適正化計画の策定以降、組織の簡素化・効率化、事務事業の見直しに努めてきた結果、平成18年度から平成28年度まで正規職員数は減少し続け、平成18年度では4,274人（市全体）であった職員数は、平成28年度には、3,882人となりました。一方で、臨時・非常勤職員は、1,713人から1,922人へと増加しています。

その後、平成29年度以降においては、正規職員数は増加に転じているものの、臨時・非常勤職員を含めた総人件費は、平成18年度と比較しても、低い水準で推移しています。

引き続き、組織体制や業務総量に対する総職員数のバランスを取りながら、総人件費の抑制に努めていく必要があります。

	平成18年度	令和元年度	増減
正規職員数 ①	4,274人 ⇒	3,878人	▲ 396人
臨時・非常勤職員数 ②	1,713人 ⇒	1,918人	205人
総職員数（①+②）	5,987人 ⇒	5,796人	▲ 191人
正規職員人件費 ③	37,106百万円 ⇒	31,909百万円	▲ 5,197百万円
臨時・非常勤職員人件費 ④	3,966百万円 ⇒	3,953百万円	▲ 13百万円
総人件費（③+④）	41,072百万円 ⇒	35,862百万円	▲ 5,210百万円

【これまでの振り返りと今後の進むべき方向】

富山市行政改革大綱 7つの基本目標

- ①簡素で効率的な行政運営
- ②健全な財政運営の確保
- ③時代に対応した行政サービスの提供
- ④人事管理及び給与の適正化
- ⑤職員の意識改革と組織の活性化
- ⑥行政の公正の確保と透明性の向上
- ⑦市民との協働の推進

第1期行政改革実施計画

(平成18～22年度)

最初の計画

- ・ 取組項目数 …205

第2期行政改革実施計画

(平成23～27年度)

集中改革期間

- ・ 網羅的に取組項目を設定
- ・ 取組項目数 …152

第3期行政改革実施計画

(平成28～令和2年度)

重点改革期間

- ・ 最重点事項を設け、**数を絞り取組項目を設定**
- ・ 最重点事項数 …5
- ・ 取組項目数 …38

残された課題

- ・ 外郭団体の見直し
- ・ 公共施設のマネジメント
- ・ PPP導入の推進
- ・ 指定管理者制度の見直し
- ・ 事務事業の見直し
- ・ 定員及び給与の適正化

…など

第4期行政改革実施計画

(令和3～7年度)

情勢の変化に対応するための
新たな取組項目

+

引き続き
取り組むべき項目

1. 基本理念

将来にわたる都市経営の視点をもった行財政運営への転換

2. 基本方針

- ・ 今回のコロナ禍を契機として、これまで進捗が遅れていた行政手続きのオンライン化などについて、**迅速かつ集中的**に取り組めます。
- ・ 事務事業の見直しを始め、PPP(※7)の推進や公共施設マネジメントなどの残された課題について、**丁寧かつ着実**に取り組めます。

3. 構成

本計画は、4つの重点事項と、付帯する計56の取組項目から構成されます。

4. 重点事項

スマート自治体の推進

【16項目】

〔令和6年3月〕
1件追加

本市が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持していくために、AI(※8)やRPA(※9)等のデジタル技術を最大限活用し、事務効率を高めるとともに、今までの慣行や考え方の見直しを行い、DX（デジタルトランスフォーメーション(※10)）の推進に努めます。

また、電子申請の導入やICT(※11)の活用等、次世代型行政サービスの提供を推し進める一方で、Face to Face（フェイス・トゥ・フェイス(※12)）で行うサービスとのバランスを意識した、全ての市民にとって利用し易い「やさしいデジタル化」を目指します。

なお、令和5年度のローリングの結果、新たな取組が1件追加となり、項目数は16項目となりました。

行政資源の最適化

【24項目】

限られた財源、人材や施設等の行政資源について最大限有効活用すると同時に、その維持・管理に係るコストの縮減に努めることで、効率的かつ効果的な行政運営を行います。

多様な主体との共創・協働

【9項目】

地方自治体の役割・ニーズが多様化するなか、行政の力だけでは対応できない諸課題について、市民からのアイデアや民間事業者の活力・ノウハウ等を取り入れながら解決を図ります。

適正かつ柔軟な働き方と組織の実現 【7項目】

組織や外郭団体等のあり方や運用について、不断の効率化・適正化に取り組むとともに、柔軟かつ多様な働き方や職員の育成方針を検討し、個々の能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

5. 本計画の位置づけ

第4期実施計画は、これまでと同様、本市の「総合計画」や「まち・ひと・しごと総合戦略」を下支えするための計画として位置づけます。

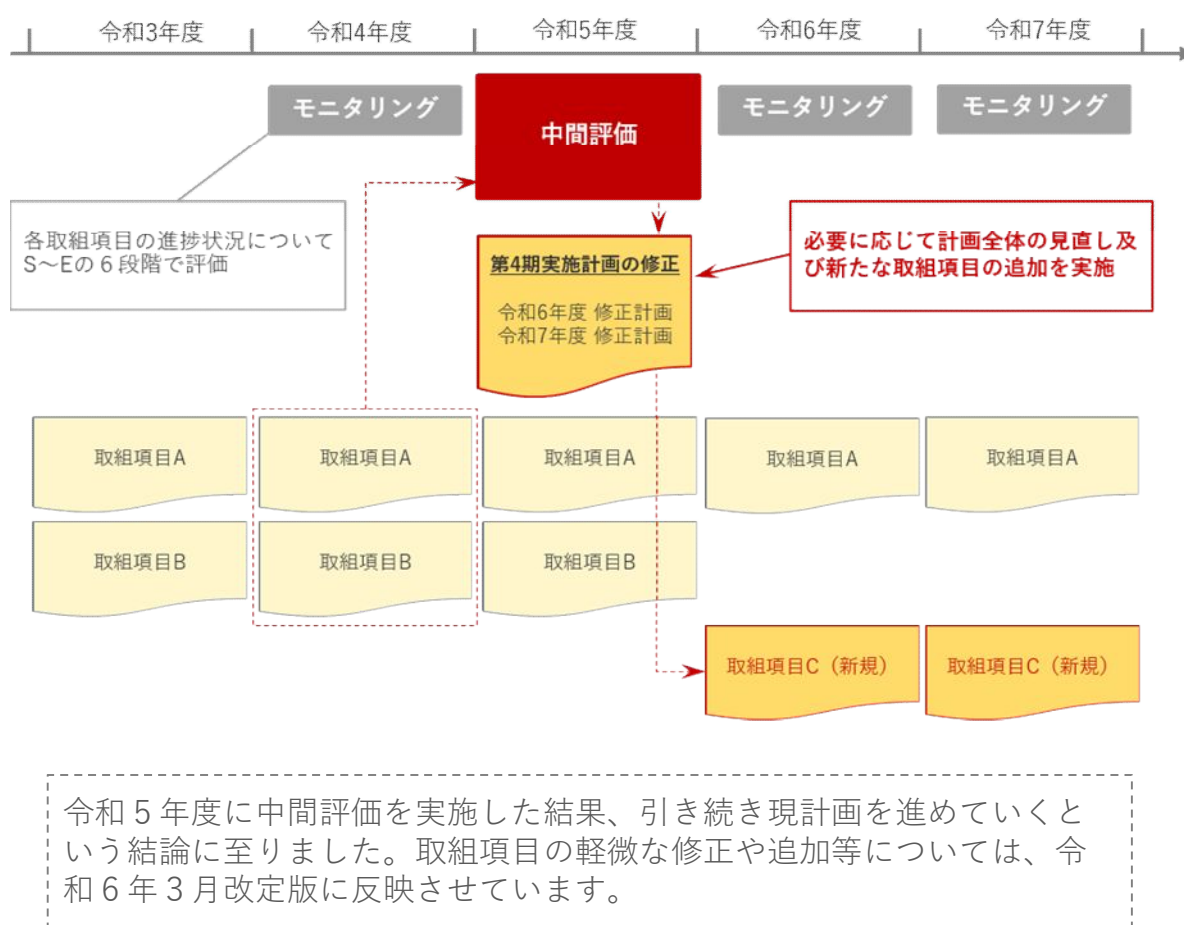
6. 計画期間

- 第4期実施計画の全体期間は、**令和3年度から令和7年度の5年間**とします。
- 近年の急速な社会情勢の変化や不可測な事態の発生に柔軟に対応すべく、**個別の取組項目毎に実施期間**を設定します。

7. 評価体制

計画の進捗に対する評価について、毎年度のモニタリングを第3期実施計画に引き続き実施するとともに、**中間評価（＝ローリング）の体制を新たに設け**、行政改革推進委員会等、有識者による第三者的な視点からの意見を取り入れながら、必要に応じて計画全体の見直しや新たな取組項目の追加等を行うこととします。

進め方のイメージ



※7 Public Private Partner-ship。公民連携。行政では、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称として利用されており、本計画においてもPFI、指定管理者制度、民間委託等の企業、NPO、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法の総称として定義する。

※8 Artificial Intelligence。人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

※9 Robotic Process Automation。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用した業務を代行・代替する取り組み。

※10 環境の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基にサービス等を変化させるとともに、業務・組織・風土等の変革を行うこと。

※11 Information and communication technology。情報通信技術。情報技術を活かして、様々な人やモノをつなげること。

※12 直接（の）。対面での。

1. 財政指標

① 基礎的財政収支

基礎的財政収支（プライマリー・バランス）とは、財政の健全性を測る指標であり、地方債等の発行収入を除いた収入と、公債費の元利償還額を除いた歳出との収支を表したものです。

基礎的財政収支が均衡していれば、借金に頼らない財政運営を示すことになり、赤字ならば債務残高が拡大し、黒字ならば債務残高が減少することを意味します。今後も継続的に債務残高を減少させ、財政の健全性を保持していくため、本計画の実施期間を通して**基礎的財政収支の黒字を継続すること**を目標とします。

② 実質公債費比率

今後、下水道事業における元利償還金が引き続き一定程度減少していくものの、中規模ホールや斎場の再整備に伴う公債費の増加が見込まれることから、実質公債費比率が大幅に改善することは期待できないため、直近5年間の実績値を踏まえ、本計画の実施期間を通して**12.0%以内とすることを目標**とします。

③ 将来負担比率

今後は、PPP/PFI（※13）事業等による「債務負担行為（※14）に基づく支出予定額」の増加や新型コロナウイルス感染症対策関連事業に伴う財政調整基金の減少など、数値が改善する要因が少ないことから、令和3年度の目標値を概ね130%以内とし、以降、少しずつ財政の健全化を図りながら毎年1%ずつ改善させ、**令和7年度までに概ね126%以内とすることを目標**とします。

財政指標	富山市 (令和元年度決算)	中核市平均	目標
① 基礎的財政収支	黒字	-	黒字を継続
② 実質公債費比率	8.5%	5.7%	12.0%以内
③ 将来負担比率	125.5%	37.7%	概ね126%以内

2. 職員数の適正化（富山市定員適正化計画）

計画期間 令和3年度から令和7年度までの5か年

対象部門 全部門（一般行政部門、病院部門、消防部門）

計画目標 基準 4,035人（令和2年4月1日）
目標 4,035人（令和8年3月31日）※基準年職員数の水準を維持

現状のマンパワーを維持しつつ、新たな行政課題・働き方に迅速かつ適切に、柔軟に対応できる体制の確保に努めるものとします。ただし、中間評価により計画の進捗等の検証を行い、必要に応じて目標の修正を行うものとします。

※13 Private Financial Initiative。公共施設等の設計、建設、改修、維持管理・運営等を包括的に委ね民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、行政等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法。

※14 複数年度に渡る事業支出等について、将来の負担を約束する行為。

【取組項目（個票）の見方について】

担当部局・担当所属

重点事項

スマート自治体の推進

第4期行政改革実施計画から新規に取り組む項目

③ センサーネットワークの利活用

▶ 企画管理部情報統計課

新規

現状と課題

市は、平成30年度に「富山市センサーネットワーク（以下、センサーNW）」を構築した。加えて、市民との協働や産業の活性化を目指し、「こどもを見守る地域連携事業」や「センサーNWを利活用した実証実験公募事業」を実施している。

また、IoT技術の活用による庁内業務の効率化や新たな市民地域課題解決の導入を目指して、センサーNW庁内連絡会議導入可能性を調査・検討している。

斜字体の単語については、用語解説（P70、71）を参照

取組の概要

「こどもを見守る地域連携事業」や「センサーNWを利活用した実証実験公募事業」を通じて、市民との協働や地域産業の活性化をさらに図るとともに、庁内業務の効率化や新たな市民サービス（災害対応、地域課題解決）の導入に向けて実証事業を検討する。また、EBPMの推進に向け、センサーNWの活用について調査・検討を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① こどもを見守る地域連携事業の実施				
平成30年度から継続して実施中	令和6年度までに、全ての小学校で実施			
② センサーNWを利活用した実証実験公募				
センサーNWを利活用した実証実験公募	実証実験公募事業を継続して実施			
③ IoT技術等の活用による、庁内業務の効率化を検討				
IoT技術等の活用による、庁内業務の効率化を検討	センサーNW庁内連絡会議等を通じて、導入可能性を調査・検討			

年度毎の取組工程

- ・ 複数年度に渡る工程は ➡ で表示
- ・ 5か年度未満で達成見込みの取組については、達成後の年度をグレーで表示

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 事業を実施した小学校数				
② 実証実験公募採択数				延べ40事業
③ 庁内業務におけるIoT導入事業数				延べ15事業

各年度末時点の数値目標（設定可能なもの）

① オープンデータの活用

▶ 企画管理部スマートシティ推進課

現状と課題

平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」が公布、施行され、国及び地方公共団体は、オープンデータに取り組むことが義務付けられている。

本市では、平成28年6月から既に市が保有する情報資産をオープンデータとして公開しており、政府が公開を推奨するデータセットの公開等についても積極的に行っている。

今後も、市民の利便性向上のため、積極的にオープンデータの活用の推進に向けた取り組みを行う。

取組の概要

市が保有する様々な分野のデータについて、オープンデータ化の可否を検討し、可能なものについては、積極的にオープンデータ化を行う。

また、共通プラットフォーム事業やセンサーネットワーク構築事業等において得られたデータや知見についてオープンデータとして公開し、官民データの横断的活用の促進を図る。

各年度 of 取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 市保有データの公開					
公開可能データの検討	各所属に働きかけを行い、市が保有するデータについてオープンデータ化の検討・公開を行う				
② 官民データの横断的活用促進					
	共通プラットフォーム事業及びセンサーネットワーク構築事業等において得られたデータや知見について、オープンデータ化の検討・公開を行う				

② ライフライン共通プラットフォーム事業の推進

▶ 企画管理部スマートシティ推進課

新規

現状と課題

平成28年度に国の補助金を活用し、富山市ライフライン共通プラットフォームを構築した。このプラットフォームは、行政やライフライン事業者が保有する埋設管等のインフラ情報や道路の工事情報等の共有化を図ることで、住民生活や企業活動に災害時における状況把握や情報発信、復旧作業にも活用することを目的としており、これまでに、インフラ事業者との情報共有や工事予定情報の市民公開を実施している。

取組の概要

官民インフラの適正な維持管理と災害時における迅速な復旧に活用するため、ライフライン事業者との共有情報の拡充や、プラットフォーム上での工事情報の公開継続及び公開情報の拡充を推進する。

また、道路損傷通報システムを活用し、市民からの通報を道路管理業務に活用する。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 共有情報の拡充					
各社の保有するインフラ情報の一部をLLP上で共有	- 既に共有化されている各種情報を適宜、更新する。 - 官民インフラ事業者からなるライフライン共通プラットフォーム協議会にて要望のあったデータ等については積極的に調整を行い、共有データの拡充を図る。				
② 市民への情報公開の継続・拡充					
火災発生情報の公開	既に公開している情報については市民公開を継続する。住民生活や企業活動に活用可能な各種情報についても積極的に各インフラ事業者等に働きかけを行い、公開を検討する。				
③ 道路損傷通報システムの活用					
協議会内でシステムを試行運用	- 市民からの通報を道路管理業務に活用 - 必要に応じてシステム改修				

③ センサーネットワークの利活用

▶ 企画管理部スマートシティ推進課

新規

現状と課題

市は、平成30年度に「富山市センサーネットワーク（以下、センサーNW）」を構築した。加えて、市民との協働や産業の活性化を目指し、「こどもを見守る地域連携事業」や「センサーNWを利活用した実証実験公募事業」を実施している。

また、IoT技術の活用による庁内業務の効率化や新たな市民サービス（災害対応、地域課題解決）の導入を目指して、センサーNW庁内連絡会議を設置し、IoT技術の導入可能性を調査・検討している。

取組の概要

「こどもを見守る地域連携事業」や「センサーNWを利活用した実証実験公募事業」を通じて、市民との協働や地域産業の活性化をさらに図るとともに、庁内業務の効率化や新たな市民サービス（災害対応、地域課題解決）の導入に向けて実証事業を検討する。また、EBPMの推進に向け、センサーNWの活用について調査・検討を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① こどもを見守る地域連携事業の実施					
平成30年度から継続して実施中	令和6年度までに、全ての小学校で実施				
② センサーNWを利活用した実証実験公募					
センサーNWを利活用した実証実験公募	実証実験公募事業を継続して実施				
③ IoT技術等の活用による、庁内業務の効率化を検討					
IoT技術等の活用による、庁内業務の効率化を検討	センサーNW庁内連絡会議等を通じて、導入可能性を調査・検討				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 事業を実施する小学校数					
				65校	
② 実証実験公募採択数					
				延べ40事業	
③ 庁内業務におけるIoT導入事業数					
				延べ15事業	

④ マイナンバー制度の活用

▶ 企画管理部情報システム課

新規

現状と課題

平成29年よりマイナンバーを活用した情報連携（専用ネットワークを用いた特定個人情報の連携）が開始されたことにより、本市でも複数の行政手続きにおいて、申請時の添付書類（住民票や課税証明書等）が省略可能となっており、市民の利便性向上につながっている。

また、政府が運営しているマイナポータルサイトを通じて、本市では15の行政手続きにおいて、自宅PC等からのオンライン申請が可能となっている。

取組の概要

より一層の市民の利便性向上を目的として、マイナンバー制度による情報連携によって効率化できる行政手続きの整理、マイナポータルの利用促進ならびに市独自のマイナンバーの活用方法などを調査・検討する。

また、市として積極的に広報活動等を行い、マイナンバー制度に関する市民の理解を深める。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① マイナンバー制度の活用方法検討					
	マイナンバー制度の活用方法について調査・検討				
② マイナンバー制度の普及活動					
出前講座並びに 広報とやまによ るPR活動を実施	- 出前講座等による市民へのPR活動を継続実施 - 政府施策によるマイナンバー制度の普及活動への積極的な協力				

⑤ 各種申請書等の電子化・オンライン化

▶ 企画管理部情報システム課

新規

現状と課題

平成30年3月から県内市町村共同利用型ASPサービス「富山県電子申請サービス」を導入しており、市の各種申請・届出等をオンライン上で行うことが可能となった。徐々に利用範囲は拡大しつつあるが、電子申請に対応した手続きの数はまだ十分とは言えない。

また申請様式のダウンロードと電子証明書が不要な簡易的な電子申請については、ある一定以上の申請件数があるものの、電子証明書が必要な手続きに関しては電子申請数が伸び悩んでいる。

取組の概要

- ・ 全庁的に働きかけを行い、電子申請の拡充を図る。
- ・ デジタル行政推進条例を制定し、制度面の根拠を確立する。
- ・ 市ホームページ等を通じて市民に周知を行い、電子申請の利用促進を図る。
- ・ 各種申請手続きを精査し、できる限り市民が簡便に電子申請できるようにする。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 電子化可能な事務手続きの検討					
	電子化可能な事務手続きについて調査・検討				
② 電子申請の利用促進					
	電子申請が可能になった手続きについて、市ホームページ等で広く周知を行う				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新たに電子化する事務手続き					
3件	未定	未定	未定	未定	未定

⑥ 押印の見直し

▶ 企画管理部文書法務課

新規

現状と課題

行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが求められている。
 また、内部事務においても、テレワークの推進の観点から、押印の在り方を見直す必要がある。

取組の概要

押印の必要性について全庁的に検証し、見直しを図る。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 庁外文書の押印の見直し					
対象となる文書の特定	可能な文書について押印を廃止				
② 庁内文書の押印の見直し					
			電子決裁の導入に合わせて押印を廃止		

⑦ マイナンバーカードの普及促進

▶ 市民生活部市民課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

本市では、令和2年3月にマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写し等が取得できる「コンビニ交付サービス」を開始しており、マイナンバーカードの利便性の向上による普及促進に努めているところであるが、本市の交付率は21.1%（12月31日現在）と、全国平均よりも低い状況となっている。

取組の概要

コンビニ交付サービス等、マイナンバーカードを用いた各種サービスを周知しながら、マイナンバーカードの交付率の向上に努めるとともに、円滑な交付及び申請に向けた業務執行体制の強化や見直しを図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
マイナンバーカードの普及促進					
- 国の実施する未取得者への申請書の個別送付への対応 - 申請サポートの実施 - マイナンバーカードの利便性等の周知 - マイナンバーカードの交付専用窓口の設置、交付の平日時間延長、休日窓口等の開設	- マイナンバーカードの交付専用窓口の増設 - 交付及び申請受付体制の強化 - 申請サポートの実施 - 出張申請受付の実施 - マイナンバーカードの利便性等の周知	- 申請サポートの実施 - 出張申請受付の実施 - マイナンバーカードの利便性等の周知	- 申請サポートの実施 - 出張申請受付の実施 - マイナンバーカードの利便性等の周知 - マイナンバーカードの取得に支援が必要な方への対応強化	→	

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
マイナンバーカードの交付率(累計)					
25%	67%				100%

⑧ ICTを活用したスマート農業の推進

▶ 農林水産部農政企画課

新規

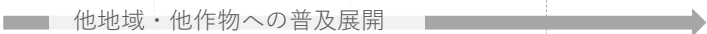
現状と課題

農業については就業人口が減少するとともに、高齢化などにより担い手不足が顕著となっていることから、農作業の省力化や効率化などを図り、若者など新たな担い手を確保する必要がある。AI、ICT及びロボット技術等先端テクノロジーを活用したスマート農業は、従来の経験に基づく農業からデータに基づく農業への転換を図り、担い手不足などの課題解決に向けた一つの方法であると考えられる。

取組の概要

現在、令和2年度からの2か年計画で、農林水産省の委託事業である、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトに取り組んでいる。本事業において、開発し、実証するアプリケーション及びリモートセンシングセンサー（気温、湿度、土壌分析、風向風速等各種IoTセンサー）と富山市センサーネットワークとの連携の有用性について市内農業従事者へ周知し、導入を推進する。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スマート農業の推進					
【実証】 ・ スマート農業機械の導入 ・ アプリケーションの開発 ・ 普及啓発	【実証】 ・ スマート農業の実証及び効果検証 ・ 普及啓発	 他地域・他作物への普及展開			

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スマート農業機器導入台数（市補助分）					
2台	4台	6台	8台	10台	15台

⑨ 情報システム調達価格の適正化

▶ 企画管理部情報システム課

現状と課題

情報システム導入に対する経費の適正化を推進するため、予算要求の前に各所属の情報システム導入の必要性や費用対効果を審査する「情報システム導入審査」及び、情報システムの調達の前にその内容や費用対効果等を総合的に審査する「情報システム調達前審査」を実施し、情報システムの品質の確保や経費の適正化を図っている。

取組の概要

引き続き、「情報システム導入審査」および「情報システム調達前審査」を実施し、より一層の経費の適正化を推進する。

また情報システムに係る運用・保守料についても定期的に見直しを行い、継続的な行政コストのスリム化を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 情報システム導入審査の実施					
					
② 情報システム調達前審査の実施					
					

⑩ 情報システムの最適化

▶ 企画管理部情報システム課

現状と課題

情報システムの企画、開発、運用、評価等について責任をもって統括する体制（PMO／プログラム・マネジメント・オフィス）を整備し、情報システムや次世代ネットワーク等の計画的な再編・戦略的な調達等の検討を行っている。

取組の概要

引き続きPMOを設置し、情報システムの最適化を行う。
特に令和2年度に策定した富山市情報システム全体最適化計画に基づき、基幹系システム及び内部事務系システムの導入・更改に注力する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① PMOによる調達内容の精査・検討					
PMOを組織し、調達内容の精査・検討を行うことで情報システムの最適化を図る					
② 基幹系システムの更新					
- 富山市情報システム全体最適化計画の策定 - 既存環境の確認	更新計画の策定	更新業務の実施	バッチシステムの構築	新システムの運用・保守	

⑪ AI・RPA等のICT活用の推進

▶ 企画管理部情報システム課

新規

現状と課題

本市では以前からICTを活用した各種業務の効率化を進めており、総合行政情報システムを始めとして数百に渡るシステムを導入し、日々の業務に活用している。その結果、データ加工処理やシステム間連携処理に係る業務が増大し続けている。

また市民ニーズの多様化により制度等も複雑化しており、各種問合せ対応業務の負担が増加している。加えて少子高齢化に伴う財源の減少が見込まれる中で、限られた予算の選択と集中が更に重要となっている。

取組の概要

本市のシステム全体について、RPAの導入による効果を調査・検討し、効果が大きいものからBPR（業務プロセスの再構築）と並行して随時導入を進める。

また、問い合わせ対応業務の負担軽減のため、チャットボット等の簡易的なAIの庁内業務への導入を推進するとともに、EBPMのためのデータ解析に活用できる高度なAIの導入についても調査・検証を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① AIの導入並びに効果検証					
AIチャットボットを観光政策課において導入	既存システム全体について、導入可能性を調査・検証				
② RPAの導入並びに効果検証					
総合行政情報システムを中心にRPAを試験導入	既存システム全体について、導入可能性を調査・検証				
③ AIやRPAに係る庁内研修会の開催					
AIやRPAに係る庁内研修会の開催	定期的にAI、RPA等のICT技術に係る庁内研修会を開催し、当該技術への意識醸成と利活用促進を図る				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 新たに導入するシステム数					
1	未定	未定	未定	未定	未定
② 新たに導入する業務プロセス数					
6業務	5業務	5業務	5業務	5業務	5業務
③ 庁内研修会開催回数					
2回	1回	1回	1回	1回	1回

⑫ Web会議の推進

▶ 企画管理部情報システム課

新規

現状と課題

現在、本市の業務における各種会議は基本的に直接対面式で行われている。また、3層分離されている庁内LAN環境では、直接インターネットを経由して外部の団体、企業とWeb会議をすることができない。

しかしながら、昨今のコロナウイルス対策により、外部との会議や打合わせは、非対面式のWeb会議により行う需要が高まっていることから、環境整備が急務である。

取組の概要

Web会議用に直接インターネットに接続可能な無線LAN環境及びインターネット接続用の専用端末を、本庁舎および出先機関に整備・配置する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 無線LANアクセスポイントの設置によるインターネット接続環境の整備					
第一次整備	第二次整備				
② 会議用のインターネット接続端末の配布					
端末設定・設置					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 設置アクセスポイント数(累計)					
166個 (本庁舎+89施設)	310個 (本庁舎+210施設)				
② 端末設置台数					
130個 (本庁舎+89施設)					

重点事項

スマート自治体の推進

⑬ 文書管理の適正化（ペーパーレス化・電子決裁の導入検討）

▶ 企画管理部文書法務課／情報システム課

新規

現状と課題

現在の本市の諸規程では、紙媒体を前提とした文書管理が基本となっていることから、毎年発生する大量の紙資料により保管スペースが不足しており、環境面でも多大な負荷を与えている。

また、電磁的記録による文書の取扱いが不明確であるとともに、文書管理や電子決裁のシステムが導入されていないことから、将来的な行政手続のデジタル化の進行に対応できない恐れがある。加えて、テレワークの導入を妨げる要因にもなっている。

取組の概要

「收受」「起案」「決裁」「保管」「保存・廃棄」等の一連の公文書管理を原則電子媒体で行えるよう制度面・システム面での取組（デジタルファースト）を進める。

また、デジタルファーストに対応できるよう、電磁的記録による文書の取扱いの明確化をはじめ、文書取扱規程や公印規程等の諸規程を見直す。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 電子決裁システム・文書管理システムの導入・利用					
	電子決裁システム・文書管理システムの構築	電子決裁システム・文書管理システムの利用			
② 諸規程の見直し					
	文書取扱規程・公印規程等の改正				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電子決裁率(累計)					
		5%	10%	20%	40%

⑭ 共同利用型行政システムの導入検討

▶ 企画管理部情報システム課

新規

現状と課題

本市では「富山県情報システム共同利用推進協議会」に参加し、セキュリティクラウド、電子申請サービス等のシステムを共同利用している。また、基幹業務を補完する個別業務（全庁型GIS等）においてLGWAN-ASPによるクラウドサービスを利用している。基幹系業務システムについては、中核市規模では中小市町村とはサービスや組織が異なり、共同利用が困難であることから、「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」に参加し、検討している。

取組の概要

共同利用型行政システムの導入によるメリットとして、①情報システム運用コストの削減、②集中監視による情報セキュリティ水準の向上、③被災時や事故発生時等における業務継続、④クラウド共用参画自治体間での業務の共通化・標準化が挙げられる。

今後、国による情報システム標準化の動向を注視しつつ現状の取り組みを継続し、共同利用型行政システムの利用拡大に努めると共に、（A）民間データセンターの利用、（B）運用要員の共同利用、（C）大量プリント設備の共同利用について検討する。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① クラウドサービス利用促進					
計画策定	■ 各個別業務システム調達時にシステム共同化を検討する				➡
② 民間データセンター、運用要員、大量プリント設備の共同利用					
計画策定	民間データセンター利用等に係る費用対効果の検証	■ 基幹系システム更新時に併せて移行を検討する			➡

重点事項

スマート自治体の推進

⑮ ビッグデータを活用したまちづくり施策の検討

▶ 活力都市創造部都市計画課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

平成23年度より、住民基本台帳をGIS上に個別プロットしたビッグデータを活用し、コンパクトなまちづくり施策による人口や世帯動態の変化や効果把握を進めてきた。

これらデータは、本市が進めてきたコンパクトなまちづくりに対する施策評価だけでなく、次のまちづくりに向けた課題の抽出や計画策定などに広く活用することが期待される。

取組の概要

平成17年度から蓄積したデータを活用し、①これまでの施策評価と②次のまちづくりへの課題抽出を進め、既存事業に対する評価を適切に実施するとともに、必要な見直しを進めながら、各種計画への利活用を図ることで、EBPMに基づくまちづくり施策を推進する。

また、取り組みにより得られたデータに関し、個人情報に十分配慮しながら、オープンデータ化の実現に向けた検討やデータの加工等を進める。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
EBPMに基づくまちづくり施策の推進					
	オープンデータ化に向けた検討・データ加工等	オープンデータ化	オープンデータの活用促進		

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
まちづくり計画の見直し件数（累計）					
1件	2件	3件	3件	3件	4件

⑩ 市公式LINEを活用した情報発信・オンライン申請等

▶ 企画管理部広報課

令和6年3月追加

新規

現状と課題

友だち登録者数は運用開始から着実に増加しているものの、20代～30代の登録者数が少ないため、全体の登録者数を増やしつつ、特に若い方々の登録者数を増やす必要がある。

また、市民ニーズに沿わない場合はすぐに「ブロック」（友達登録の停止）されてしまうので、継続して有益な情報発信や利便性の向上に努める必要がある。

取組の概要

市公式LINEの機能を活用し、地域や市民の関心のあるテーマなどに応じた情報発信や受付窓口の予約、住民票の写し等の申請など行政サービスをオンラインで対応できるようにすることで、住民の利便性向上と職員の業務効率の改善を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市公式LINEを活用した情報発信・オンライン申請等					
		導入の検討	R5.8.2 運用開始	市民ニーズに 応じた機能の 拡充	市民ニーズに 応じた機能の 拡充

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「友だち」登録者数					
			〔実績3/7時点 26,444人〕	30,000人	40,000人

⑪ 補助金等の見直し

▶ 企画管理部行政経営課

現状と課題

令和元年度に策定した「富山市補助金等の適正化に向けたガイドライン（以下、ガイドライン）」に基づき、本市が単独で補助している補助金等について、必要性、公益性、有効性、公平性、補助金額、交付手続きの観点から現状を調査するとともに、必要性や有効性、公平性が低いものについては、改善や廃止等、見直しの方向性を決定した。

取組の概要

各補助金等の見直しについて、その進捗状況をモニタリングし、補助金等交付適正化審議会への報告を行い、当審議会において進捗状況の評価を行う。
また、社会情勢や行政需要の変化に応じてガイドラインの改定を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 補助金等の見直しの実施					
改善や廃止等の方向性及び見直し内容等を決定	 見直しの実施				方向性の再検討
② 見直しに関する進捗状況のモニタリング					
	 モニタリングの実施				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象補助金等数					
全ての市単独補助金等(439件)					全ての市単独補助金等
※令和元年度見直し分：80件、令和2年度見直し分：359件					

⑱ 公の施設の使用料の適正化

▶ 企画管理部行政経営課

現状と課題

公の施設の使用料については、公費でその維持管理コストを賄っているが、現在、その算定根拠が不明確であったり、サービス間の整合性が図られていない状況であることから、受益者負担の透明性やサービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の確保のため、その適正化を図る必要がある。

取組の概要

公の施設におけるサービスの提供に要するコストや公共性に基づく負担割合、類似施設の市場価格など、使用料の算定根拠を明確化し、サービスの特性に応じた適正なコスト負担のあり方を定めることで、受益者負担の公平性を確保するため、令和3年度に策定予定の「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき公の施設の使用料の見直しを行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
使用料の適正化					
基本方針の検討 及びシミュレーション	 基本方針の公表及び改正後の使用料の段階的な適用				

⑬ 公共施設の長寿命化

▶ 企画管理部行政経営課

新規

現状と課題

市が保有する公共施設の多くが建築から30年以上経過し、老朽化が進んでいる。厳しい財政状況の続く中で今後も施設を安全に維持し、行政サービスの提供を行うためには、優先順位をつけた計画的な施設の維持管理が必要となる。

取組の概要

施設の適切な点検を実施するとともに、その点検結果と令和元年度に導入した公共施設保全システムを活用し、施設の劣化状況や重要度等から設定した優先順位に基づいて施設の改修・修繕を実施することで、施設の計画的な保全を行い、その長寿命化を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保全システムの活用による改修・修繕の実施					
初期データとなる劣化状況調査の実施					

② 公共施設マネジメントの推進（関連計画の改定等）

▶ 企画管理部行政経営課

現状と課題

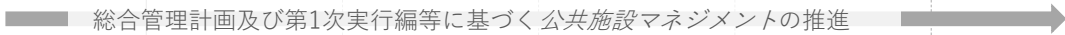
公共施設マネジメントの推進のため、平成28年度に「富山市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）」を、平成29年度にはその実行計画である「富山市公共施設マネジメントアクションプラン戦略編及び第1次実行編」を策定した。

このうち、総合管理計画については国より令和3年度までの改訂を要請され、また第1次実行編については令和3年度までの計画期間となっていることから、総合管理計画の改訂及び第2次実行編の策定が必要となっている。

取組の概要

本市の公共施設の管理運営の基本方針となる「総合管理計画」について、令和3年度に国の指針に基づく改訂を行うとともに、その実行計画であり、令和4年度～8年度までを計画対象期間とする「第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編」を策定し、これらの方針に従って、本市における公共施設の計画的かつ戦略的な再編を進める。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 総合管理計画の改訂					
改訂方針の検討	“総合管理計画”の改訂				
② 第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編の策定					
策定方針の検討	“第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編”の策定				
③ 各計画に基づく公共施設マネジメントの推進					
					

②1 公共施設マネジメントの推進（地域別実行計画の着実な実行）

▶ 企画管理部行政経営課

令和6年3月変更

現状と課題

現在、「富山市公共施設等総合管理計画」及びその実行計画である「富山市公共施設マネジメントアクションプラン戦略編及び第1次実行編」に基づき、公共施設の再編を進めているが、市町村合併によって市域が非常に広範である本市においては、全市内一律に方針を適用し、再編を行うことは地域の実情と齟齬をきたす可能性がある。

取組の概要

都市マスタープランに定める市内14地域ごとに、住民参加のワークショップを開催し、その意見を反映させた地域ごとの公共施設再編の基本方針となる「地域別実行計画」を策定する。

なお、この地域別実行計画は、令和2年度までに、大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入の各地域にて策定しており、今後は残る地域において策定を進めるとともに、策定済みの地域においては、計画に基づき施設の再編を進めていく。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 地域別実行計画の策定					
婦中・山田地域 で策定	計画策定のため の進め方の検討				
② 地域別実行計画に基づく再編の実行					
各地域別実行計画に基づき、公共施設の再編を実行					

② 事務事業の見直し

▶ 財務部財政課

現状と課題

(事務事業評価の過去3年の取組結果)

平成29年度（平成30年度予算）：見直し件数34件、削減額▲253百万円

平成30年度（令和元年度予算）：見直し件数26件、削減額▲46百万円

令和元年度（令和2年度予算）：見直し件数42件、削減額▲141百万円

取組の概要

予算要求にあたり、各事業担当部局において、新規事業を除いたすべての政策的経費の事業について、「必要性」「補完性」「効率性」「有効性」の4つの視点から評価を行った上で、「廃止・休止」「縮小」「継続」などの事業の方向性を出し、予算要求に反映させる。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事務事業評価の実施					
					

重点事項

行政資源の最適化

②③ 行政財産使用料の減免基準の適正化

▶ 財務部管財課

現状と課題

行政財産の目的外使用に係る使用料については、富山市行政財産使用料条例第5条の規定により各財産所管課の判断で減免を行っているが、全庁的に統一した基準がないため、減免の根拠において各所管課でばらつきが生じている。

取組の概要

全庁的な減免基準を策定し、実務上での運用を開始する。また必要に応じて所要の改正を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
減免基準の適正化					
減免基準の策定及び公表	運用開始				

②④ 固定資産台帳の利用による活用可能な公有財産の検討

▶ 財務部管財課

現状と課題

平成29年度以降、管財課において財産表に掲載された普通財産について売却の可能性を検証してきたが、財産表に掲載されていない所管不明の普通財産も多く残されており、その利活用については未検証の状態となっている。
一方で固定資産台帳の整備を現在進めており、登記簿上で富山市所有名義となっている土地の把握を進めている。

取組の概要

固定資産台帳の整備により把握された、これまで売却などの活用可能性について未検証だった物件について、随時、活用の可能性を検証する。また市外部からの需要喚起のため、固定資産台帳の公表内容や方法について検討する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活用可能資産の検証					
固定資産台帳の整備	固定資産台帳の公表と活用可能資産の検証				

②5 未利用資産の活用の推進

▶ 財務部管財課／企画管理部行政経営課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

本市の資産の中には、余剰スペースが発生しているものや、所管課では用途を終えた施設の今後の活用方法の検討や手続きなどを進めるのは困難であるにも関わらず、財産の種別替えや所管替えが行われていないことで低未利用の状態となっているものも少なくない。

また、資産を売却する場合には、条件が悪い場合は処分が困難であったり、測量や鑑定等に費用や時間を要することで処分が進まない事例がある。

取組の概要

行政目的を終えた財産や施設の余剰スペースを含めた資産の一元的な管理と、その活用方法について検討を行うための庁内体制を構築し、売却できない財産の活用や売却以外の活用を図る。

また、他都市の事例を調査し、売却方法や民間への情報提供、活用の方法などの検討を行い、資産の管理と活用に関する方針を策定する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産売却に関する要綱の策定					
他都市の事例調査	要綱の策定及び運用開始				
資産活用に関する基本方針の策定					
他都市の事例調査・庁内での検討	基本方針の策定	→	運用開始		

②⑥ 老人福祉センター等の廃止

▶ 福祉保健部長寿福祉課

新規

現状と課題

老人福祉センター、老人憩いの家は、富山地域に5施設、大沢野地域に1施設、大山地域に1施設を指定管理により運営している。ほとんどの施設が建設から約40年経過し老朽化しているとともに、利用者数も減少してきている。

また、呉羽山老人福祉センターについては耐震診断の結果、Is値0.6を満たしていない上、基礎の劣化等も確認され、耐震補強は困難な状況にある。

取組の概要

老人福祉センター等について、富山市公共施設等総合管理計画（平成28年度）では、施設の更新は行わないとの方向性が示されており、また、事業再点検チーム（令和元年度）では、呉羽山老人福祉センターと水橋老人憩いの家の入浴施設についての機能廃止の検討について見解が示されていることから、呉羽山老人福祉センターの廃止及び、水橋老人憩いの家の入浴施設の廃止などを実施する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 呉羽山老人福祉センター					
方針の決定	施設廃止に伴う課題の整理・調整	指定管理期間の終了にあわせて廃止			
② 水橋老人憩いの家					
方針の決定	入浴施設の廃止に伴う課題の整理・調整	指定管理期間の終了にあわせて入浴施設の廃止			
③ その他の老人福祉センター等					
方針の決定	ボイラー、配管等の更新をしなければ運営できない場合、原則、入浴施設を廃止する。ただし、判断に当たっては、その時点における地域の状況を配慮して決定する。また、入浴施設以外のその他の機能については、当面の間使用するものとするが、大規模な修繕をしなければ運営できない場合や、開館日1日当たりの利用者数が令和元年度実績に比べ1/2以下となった場合、老人福祉センター、老人憩いの家を廃止する。				

②7 市立保育所の統廃合

▶ こども家庭部こども支援課

現状と課題

本市の保育需要は、核家族化や女性の社会進出の進展等により、今後5年程度は拡大傾向が継続すると思われるが、中長期的には人口減少や少子化による影響がこれを上回り、頭打ち・減少傾向への転換（ピークアウト）が想定される。

このことから、将来的な保育需要の減少を見据え、一定程度の児童数が確保できない施設や、老朽化が進む施設については、統合や廃止も含めた整備を検討する。

取組の概要

各保育所の入所児童数の推移、長期的な地域毎の児童数推計や地域の特性に基づき、施設の統廃合を検討し、実施すべき施設については速やかに、かつ着実に統廃合に向けた取り組みを進める。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 市立保育所の統廃合の検討					
② 第3期富山市子ども・子育て支援事業計画の策定					
			第3期計画の策定に向けたニーズ調査	第3期計画の策定及び公表	第3期計画の運用開始

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
統合・廃止する保育所数					
		1			1

②8 ごみ収集業務の効率化

▶ 環境部環境センター管理課／業務課

現状と課題

直営のごみ収集業務は栗山の環境センターと岩瀬の環境事務所を拠点としているが、建設から30年以上が経過し施設・設備の老朽化が進んでいる。（第3期行政改革実施計画期間中に婦中環境事務所と北部中継施設を廃止。）

また、ごみ収集業務にあたっては、直営と委託のエリアが混在しており、富山地域全体として効率的な収集ルートを確立しなければならない。

取組の概要

現在、栗山の環境センターと岩瀬環境事務所を拠点としている直営のごみ収集運搬業務について、令和3年度末までに、拠点を1つに集約するとともに、富山地域全体の直営と委託による収集エリアを抜本的に見直すことで、業務の効率化を図り、燃やせるごみと燃やせないごみを収集する一般収集運搬業務に携わる塵芥車と作業員の削減を目指す。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ごみ収集拠点の一本化					
- 栗山での受け入れ準備（施設・設備） - 収集業務変更エリアの地元説明		ごみ収集拠点の一本化			

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般収集（燃やせるごみと燃やせないごみ）作業に携わる塵芥車両台数（累計）					
32台	32台	30台			

②9 農業集落排水施設の維持管理の一元化

▶ 農林水産部農村整備課

現状と課題

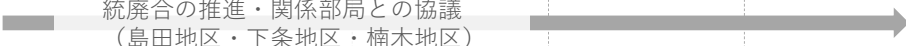
農業集落排水施設の維持管理の現状について、富山地域以外（32地区）は上下水道局に維持管理業務を委託（委任）、富山地域（22地区）は民間委託しており、大規模修繕・改修工事については全域を農村整備課で対応している。

施設の老朽化が顕著な状況下にあることから、効率的な維持管理の推進が求められている。

取組の概要

農業集落排水施設における維持管理費の軽減・抑制を見据え、維持管理の一元化を進める必要があり、老朽化が顕著で公共下水道及び流域下水道へ接続した方が効率的な地区については、「富山県全県域下水道ビジョン2018」の計画により、施設の統廃合を推進し、適正な維持管理に努める。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理施設の統廃合					
- 統廃合の推進 - 関係部局との協議	統廃合の推進・関係部局との協議 （島田地区・下条地区・楠木地区） 				

③⑩ 都市計画道路の見直し

▶ 活力都市創造部都市計画課

令和6年3月変更

現状と課題

都市計画道路の見直しは、適正な都市計画道路網を構築するため、地域毎に検討を進めており、これまで大沢野（平成24年度）、八尾（平成26年度）、大山（平成29年度）、水橋（令和元年度）の各地域で見直しを実施した。

見直しにあたっては、対象路線沿線住民をはじめとした地元への丁寧な説明と合意形成が必要となる。

取組の概要

長期未着手の都市計画道路について、県が策定した「富山県都市計画道路見直しの基本的指針（平成17年）」に基づき、計画の必要性・実現性・妥当性などの検証を行い、地域毎に住民との合意形成を図りながら見直し（計画の継続、変更、廃止）を進める。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各地域における見直しの実施					
婦中地域 の見直し	富山地域 の見直し	富山地域 の見直し	富山地域 の見直し		

③1 官民連携による社会インフラの維持管理業務の検討

▶ 建設部建設政策課

新規

現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行や、これに伴う行財政規模の縮小、維持管理を担う人材の減少、道路や橋りょう、公園などの社会インフラの急激な老朽化の進行等の状況から、行政のみで社会インフラの維持管理を継続的に実施していくことは、近い将来困難な状況となってくる。

取組の概要

社会インフラの維持管理を継続的に実施していくためには、民間の技術やノウハウ、資金など民間活力を導入することが有効であることから、包括的民間委託や指定管理者制度等の導入について検討を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民間活力の導入可能性調査・検討					
					

③2 橋りょう等の社会インフラマネジメントの推進

▶ 建設部道路構造保全対策課

新規

現状と課題

道路構造保全対策課では、道路を構成する主要な施設である、橋りょう（約2,200橋）、トンネル（5箇所）、横断歩道橋（3橋）、シェッド（6基）、大型カルバート（2基（1箇所））、門型標識（4基）を管理しており、これらの社会インフラは市民生活等を支える都市の基盤であることから、適正な管理に持続的に取り組む必要がある。しかしながら、いずれの施設も老朽化が進行する一方、人口減少・少子高齢化に伴い必要な予算や人員、技術等の確保が困難な状況にあることから、限りある資源で適正な質と量の社会インフラを将来市民に引き継ぐため、持続可能な社会インフラマネジメントの構築が求められている。

取組の概要

持続的かつ適正に老朽化対策に取り組むためのマネジメント計画の策定および更新を行い、点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを確実に実施するとともに、修繕や更新のほか、使用制限や統合・廃止を含めた選択と集中によるメリハリのある対応を推進する。

また、業務の効率化・高度化に向け、民間企業等との連携により、補修材料や工法、センサー等によるモニタリングシステムなど新たな技術等の導入に向けた対応を推進するとともに、PPP/PFI等の官民連携による老朽化対策などの新たな仕組みの導入に向けた調査・研究を推進する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 選択と集中によるメリハリのあるマネジメントの推進					
計画の策定・更新、点検診断・措置の実施	- 点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを実施 - 選択と集中によるメリハリのある対応を推進				
② 民間企業等との連携による業務の効率化・高度化の推進					
新たな技術の実証試験の実施	- モニタリングシステム等の新たな技術の導入に向けた対応を推進 - PPP/PFI等の新たな仕組みの導入に向けた調査・研究を推進				

重点事項

行政資源の最適化

③ 市営住宅の管理戸数の適正化

▶ 建設部市営住宅課

新規

現状と課題

昭和40年代以前に建設された市営住宅は建物の老朽化が進行しており、今後長期に渡る維持は困難であるが、未だ多数の入居がある状況である。

また、近年、市営住宅の空き室が増加傾向にある。

取組の概要

老朽化した建物は、著しい困窮年収未満の世帯数から推計する将来需要量を確保したうえで、入居者が退去したものから順次解体し、管理戸数の削減を進める。

また、老朽化した団地の入居者には他の市営住宅を紹介し、住み替えを促すなど、入居者の事情に配慮したうえで集約化を進め、既存団地の有効利用を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 老朽建物の解体					
 老朽化した市営住宅の解体					
② 集約化の推進					
 老朽化した市営住宅の入居者に対し、他の市営住宅等への住み替えを促す					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
解体戸数					
城村団地解体 3棟11戸	千里団地解体 5棟5戸	城村団地解体 3棟7戸	城村団地解体 3棟9戸	城村団地解体 2棟8戸	辰尾団地解体 2棟8戸

③4 病院事業の健全経営

▶ 病院事業局管理部経営管理課／総務医事課

令和6年3月変更

現状と課題

令和7年に向けて富山医療圏では急性期医療のニーズは減少し、回復期医療や在宅医療のニーズが増加すると予測される。病院事業における経常収支が悪化している中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えなどもあり、今後、事業を継続していくためには、根本的な構造改革を行う必要がある。

取組の概要

両病院によるシームレスな医療連携をモデルとして、市全体の地域包括ケアシステムの構築に寄与する。その中で、両病院が地域から求められる医療を継続的に提供するため、富山市病院事業中長期計画や経営改善計画に位置付けた施策を推進し、収益の改善による経営の安定化を図るもの。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 計画に位置付けた施策の推進					
富山市病院事業中長期計画					
経営改善計画（R2～R5） 経営改善計画（R6～R7）					
② 人員の適正配置					
適正配置を継続実施					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 経常収支の黒字化（単年度収支）					
市民病院 △308百万円 （市民病院）経常収支の黒字化					
まちなか病院 △325百万円 （令和元年度決算） （まちなか病院）経常収支の黒字化					
② 職員給与比率(対医業収益比率)					
60.6% （令和元年度決算）	60%		59%		58%

③⑤ 上下水道事業の健全経営

▶ 上下水道局経営企画課

現状と課題

人口減少や節水型機器類の普及などにより水需要が年々減少し、営業収益（水道料金及び下水道使用料）が減収していく中において、上下水道事業の基盤強化等の持続可能な経営に向けた取組が課題となっている。

取組の概要

本市の上下水道事業の10年間の経営計画として、平成29年3月に策定した「第2次富山市上下水道事業中長期ビジョン」に基づき、経営の効率化、安定化を図り、黒字化に努めるとともに、ビジョンに位置付けた事業を着実に推進する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経営計画に基づく各事業の推進					
【第2次富山市上下水道事業中長期ビジョン（平成29年度～令和8年度）】 ①水道事業、工業用水道事業 基幹施設の整備、配水システムの構築、水質管理の充実、危機管理体制の強化 ②公共下水道事業 公共下水道（汚水）の整備、公共下水道（雨水）の整備、危機管理体制の強化 ③経営の効率化、安定化等を図る事業等 包括的民間委託の推進など、民間ノウハウの活用 ほか					

③⑥ 下水道処理施設の統合

▶ 上下水道局下水道課

現状と課題

倉垣浄水園は平成5年に供用を開始し、既に20年以上経過していることから、老朽化対策が必要となっているが、施設の改築等には多大な費用を要する。

取組の概要

倉垣浄水園の老朽化対策を実施するよりも、近傍を流れる、富山県が事業主体の神通川左岸流域下水道へ接続する方が経済性に優れるため、施設の統合を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
下水道処理施設の統合					
接続工事	- 接続工事 - 供用開始	- 施設の清掃 - 設備の撤去	防災用備蓄倉庫として活用		

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
統合施設数					
0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

③7 効率的な老朽下水道管の対策

▶ 上下水道局下水道課

新規

現状と課題

富山市に埋設されている下水道管約2,500kmの内、腐食などにより道路陥没の発生が懸念されるコンクリート管は約505kmあり、中でも発生確率の高い、布設後30年以上経過し、老朽化したコンクリート管の割合が経年に伴い増加している。

取組の概要

富山市内に埋設されている布設後30年以上経過し、老朽化したコンクリート管を対象に、管内の状況を安価かつ容易に確認可能な手法を導入し、効率的に状況の確認を行うとともに、改築・更新についても道路を掘削しない更生工法を採用するなど、ライフサイクルコストが最小となる施設の長寿命化対策を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
効率的な老朽下水道管の対策					
					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対策を実施したコンクリート管の割合（累計）					
77.1%	86.4%	94.5%	95.5%	96.3%	96.3%

③ 小・中学校の再編

▶ 教育委員会事務局学校再編推進課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

少子・超高齢社会の進行に伴う児童生徒数の減少に伴い、市内の小・中学校の半数以上が、学校教育法施行規則に定める標準規模を下回る小規模校となっている。
子どもたちの教育環境を充実し、将来にわたり維持していくために、小・中学校の再編を進める必要がある。

取組の概要

令和2年11月に策定した「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」をもとに、学校再編計画を策定し、学校再編を進めていく。
また、既に地域・保護者との合意形成ができた水橋地区について、統合校開校を目指すとともに、その前段階として、三郷小学校・上条小学校の一次統合を進める。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 学校再編計画の策定・実行					
「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定	「富山市立小・中学校再編計画」の策定	・地域説明会の実施（地域・保護者との合意形成） ・地域協議会の設置（学校統合に関する準備） ・学校再編の実施（統合に向けた施設改修、事前交流事業等）			
② 水橋地区の統合校整備					
基本計画の策定		事業者選定		設計・建設	
③ 三郷小学校・上条小学校の一次統合					
一次統合に向けた準備		三郷小学校・上条小学校の一次統合			
④ 樫尾小学校の統合					
		・あり方協議会の設置 ・統合検討協議会の設置 ・統合に関する申入れ	・統合準備協議会の設置 ・統合に向けた準備	八尾小学校と樫尾小学校の統合	
⑤ 浜黒崎小学校の統合					
			・あり方協議会の設置	・統合検討協議会の設置	・統合に関する申入れ ・統合準備協議会の設置

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
統合を行う学校数					
		小学校 2校→1校 (△1)		小学校 2校→1校 (△1)	

③ 学校教育施設の長寿命化

▶ 教育委員会事務局学校施設課

新規

現状と課題

小・中学校その他の学校施設は、市の保有する公共施設の中では大規模かつ保有総量が多く、老朽化が進んだ施設が目立つことから、維持管理や更新に多額の費用が必要となることが見込まれる。今後、費用の確保が困難な状況が想定されており、老朽化した建物の更新や適切な維持管理の継続が課題となっている。

取組の概要

令和2年度に策定した「富山市学校施設長寿命化計画」に基づき、長期的な視点をもって長寿命化改修や予防改修等を行い、各学校等施設の保全を適正かつ効率的に進め、トータルコストの縮減や平準化を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長寿命化計画(個別施設計画)に基づく計画的な老朽化対策の実施					
長寿命化計画の策定	長寿命化計画に基づく計画的な改修・修繕の実施				

④0 市立幼稚園の適正配置

▶ 教育委員会事務局学校教育課

新規

現状と課題

市教育委員会では、平成21年5月に策定した「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」において適正規模・適正配置の基本的な考え方を定め、これを踏まえた「今後の推進計画」に沿って市立幼稚園の統廃合を進めている。

少子・超高齢社会の進行に伴う児童数の減少に加え、保育料無償化や私立認定こども園の増加等に伴い、市立幼稚園・認定こども園への入園を希望する園児が大きく減少しており、複式学級を持つ園も半数程度となっている。

取組の概要

令和2年5月に見直した「今後の推進計画」をもとに、市立幼稚園・認定こども園の閉園や民営化等を進めていく。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」に基づく「今後の推進計画」の見直し	市立幼稚園3園（呉羽・愛宕・大庄）の閉園	市立幼稚園1園（大沢野）の閉園			

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市立幼稚園・認定こども園数					
幼稚園：8園 こども園：1園	幼稚園：5園 こども園：1園	幼稚園：4園 こども園：1園			

④1 多様なPPP手法導入の優先的な検討

▶ 企画管理部行政経営課

令和6年3月変更

現状と課題

極めて厳しい財政状況の中で、公共施設の整備等への十分な財源確保が難しくなっている。そこで、資金、経営能力、技術的能力等、民間のノウハウを活用することができる事業に対してPPP手法を導入し、効率的かつ効果的な公共サービスを提供するとともに、新たな事業機会の創出により、地域経済の活性化につなげることが重要となる。

取組の概要

平成29年3月に策定した「富山市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に基づき、一定規模以上で民間の資金やノウハウの活用が効率的かつ効果的な事業について、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討し、適用の拡大を図る。

また、「とやま地域プラットフォーム」を活用し、PPP手法に関する職員や関係者の人材育成に努めるとともに、ノウハウの習得や具体案件の形成能力の向上を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① PPP手法の導入検討					
	・ 富山市PPP/PFI手法導入優先的検討規程に基づくPPP手法の導入検討 ・ PPPに関する調査研究				
② PPP手法による事業実施					
	PPP手法による事業を随時実施				
③ とやま地域プラットフォームの活用					
	とやま地域プラットフォーム 会議の随時開催				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① PPP手法による新規事業数					
	1件	1件	1件	1件	1件
② とやま地域プラットフォーム会議の開催件数					
	4件	4件			

④② 民間提案公民連携事業の推進

▶ 企画管理部行政経営課

現状と課題

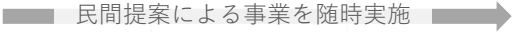
PFI法第6条に基づき、民間事業者から公共施設の管理者等に対して、今後の公共施設の老朽化や遊休化を見越した事業実施の提案を受け、審査するプロセス等は整備されているものの、民間事業者から、市が実施する全ての事業における改善提案を受け、事業の実施につなげるための民間提案制度が整備されていない。

取組の概要

民間提案制度を整備し、民間事業者からの提案を受け入れることにより、質の高い行政サービスの提供や社会的課題・地域課題の解決、歳出の削減、歳入の増加、事務の改善・効率化、豊かな市民生活の実現、将来に向けての価値創造等、市が抱える課題解決を実現する。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 民間提案制度の導入検討					
民間提案制度の導入検討	民間提案制度の導入検討、調査研究及び各関連所属の調整				
② (仮称)富山市民間提案公民連携事業選定委員会の設置					
		(仮称)富山市民間提案公民連携事業選定委員会の設置			
③ 民間提案による事業実施					

 民間提案による事業を随時実施

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民間提案による新規事業数					
			1事業	1事業	1事業

④③ 指定管理者制度の見直しとモニタリングを通じたサービス向上

▶ 企画管理部行政経営課

令和6年3月変更

現状と課題

本市における指定管理者制度については、制度導入から10年余りが経過している。制度導入当初は、適正な運用を行っていた施設であっても、近年は制度趣旨の理解が希薄になっていると思われるケースが見られ、定期監査においてもモニタリング機能が不十分との指摘を受けていることから、速やかな見直し及び改善が必要となっている。

取組の概要

施設所管課が指定管理業務を管理監督する上で、より実効性を高めるためのモニタリングの仕組みとして、指定管理者制度の導入効果や施設運営等の適正性について、所管課及び指定管理者双方で自己評価を行うモニタリングレポートを活用したモニタリングを毎年実施する。

また、外部の専門家による評価の仕組みの導入の可能性について検討を行う。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① モニタリングレポートの作成					
モニタリング レポートの作成					
② レポートを活用したモニタリング（試行）					
	レポートを活用 したモニタリン グ（試行）				
③ 試行結果の検証と本格実施に向けた準備					
	試行結果の検証 と本格実施に向 けた準備	本格実施			
④ レポートを活用した施設管理運営方法の検討					
			・ レポートの取りまとめ及び市ホームページでの公表 ・ 指定管理者制度導入による効果検証 ・ 他の運営方法（委託等）導入可能性の検討		

④④ 未来共創の推進

▶ 企画管理部スマートシティ推進課

新規

現状と課題

本市は製造業を中心とした安定的な産業構造を持つ反面、新たなビジネスが生まれにくい状況にある。また、行政においては少子高齢化や社会構造の複雑化等により、将来的に財政が逼迫し、これまで通り地域課題を担い続けることが難しくなると予想される。持続可能な行政運営を実現するためには、若者を中心とした起業や、イノベーション創出による市税収入の確保と公共の担い手の育成が重要であり、そのための官民連携の推進が必要である。

取組の概要

未来共創拠点施設「Sketch Lab」において、地域課題の解決を目的とする様々な共創プログラム／プロジェクトに産学官民が連携して取り組むもの。市内全域を「ラボ（実験室）」と見立て、意欲のある若者に対し課題解決のための実証（挑戦）機会を積極的に提供することで、官民連携による若者の起業・就業を促すとともに、新たなイノベーションの創出と公共の担い手の確保を図る。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①とやま未来共創会議の開催					
新しい公共の担い手としての「未来共創人材」を育成	毎年度「とやま未来共創会議」を開催し、未来共創人材を育成				
②「Sketch Lab」での学生研究員の採用					
	「Sketch Lab」で活動する学生研究員を毎年度採用				
③「Sketch Lab」での共創活動を通じて得られた地域課題の解決案					
「Sketch Lab」において各種共創活動を実施	「Sketch Lab」において、地域課題の解決を目的とした共創活動（プログラム／プロジェクト）を随時実施				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① とやま未来共創会議の参加人数					
35人	30人	30人	30人	30人	30人
② 「Sketch Lab」での学生研究員の採用人数					
18人	20人	20人	20人	20人	20人
③ 地域課題解決案の件数					
4件	8件	12件	12件	12件	12件

④5 企業版ふるさと納税制度等の活用推進

▶ 企画管理部企画調整課／財務部納税課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、令和2年度の税制改正により、税の軽減効果の拡充や適用期限の延長が行われたことを契機に注目が高まる中、厳しい財政状況にあって持続可能なまちづくりを推進するとともに、新たな資金の流れを創出するため、積極的な活用を図っていく必要がある。

また、個人向けのふるさと納税については、ふるさとやお世話になった自治体に感謝と応援の気持ちを伝えるという主旨のもと寄附を募るものであり、本市では、寄附の使い道として「コンパクトなまちづくり」など、総合計画の政策目標としている幅の広い分野の他「ファミリーパークの充実」「生活保護家庭の生徒等に対する学習・進学支援」など、具体的な事業も選択できるようにしている。

取組の概要

企業版ふるさと納税の制度や寄附の対象となる市の事業、寄附をいただいた企業について市ホームページへ掲載するなど、機会を捉えてPRを行い、企業版ふるさと納税の活用促進を図るもの。

加えて、個人向けのふるさと納税では、寄附いただいた市外在住の方に返礼品をお贈りしており、今後も、返礼品の充実に努めることで、地場産業の振興や地域の活性化につなげるなど、ふるさと納税制度の推進を図るもの。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 企業版ふるさと納税の活用促進に向けたホームページ等によるPR					
企業版ふるさと納税の活用促進に向けたホームページ等によるPR					
企業版ふるさと納税活用支援サービスによる寄附受入の促進					
② 個人向けふるさと納税制度の推進					
ふるさと納税制度の推進					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
企業版ふるさと納税を活用し本市へ寄附を行う企業数（累計）					
				25社	

④6 市立保育所の民営化

▶ こども家庭部こども支援課

令和6年3月変更

現状と課題

本市では、平成15年度に民営化した「針原保育所」から、令和2年度に民営化した「西田地方保育所」、「豊田保育所」まで、これまでに計27か所の市立保育所を民営化してきた。引き続き、多様化する保護者のニーズに対応するため、民間活力の活用による特別保育の充実を図る。

また、中核市平均と比較しても本市は依然として市立保育所の割合が高いことから、市立保育所の民営化を推進していく必要がある。

【参考】令和2年4月現在市内保育所数（認定こども園含む）…115か所
うち、市立…40か所 うち、私立…75か所（うち民営化保育所27か所）
※ 民営化率：34.8%（中核市平均：18.4%（令和元年4月現在））

取組の概要

民営化対象保育所の選定及び引受法人の選考について諮問する「富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会」の答申を受け、民営化の選定基準に適合する保育所について民営化を検討することとしている。対象保育所の選定にあたっては、施設の定員や、今後の入所児童数の見込みなど、市が定める「民営化対象保育所選定基準」に照らしながら行っており、今後はこの「民営化対象保育所選定基準」の見直しも含めて検討していく。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 市立保育所Aの民営化					
対象保育所の選定	引受法人の募集・選考	引継事業	民営化の実施	職員派遣	
② 市立保育所Bの民営化					
			対象保育所の検討		
③ 対象保育所選定基準の見直し検討					
	基準見直しの検討作業				

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民営化保育所数（累計）					
27か所	27か所	27か所	28か所	28か所	28か所

④7 PPP手法による公設地方卸売市場の再整備

▶ 農林水産部地方卸売市場

令和6年3月変更

新規

現状と課題

富山市公設地方卸売市場における青果・水産の取扱数量は、青果はピークの約1/2、水産は約1/3にまで減少しており、施設規模の適正化（コンパクト化）が必要とされている。

また、昭和47年度に建築した市場施設は老朽化が激しく、現在の耐震基準も満たしていないため、再整備が喫緊の課題となっている。

取組の概要

PPP手法を活用して再整備することとし、市場施設については、将来にわたり市民に安全・安心な食を安定的に供給するために、コンパクトな流通拠点の実現を図り、市場規模の縮減により生じた余剰地については、コンパクトシティ政策に合致し都市機能の充実やQOLの向上に資する民間収益施設を誘致する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
PPP手法による公設地方卸売市場の再整備					
優先交渉権者の決定	市場施設				
	基本協定の締結	建物賃貸借契約（第1期）	事業用定期借地権設定契約締結（第2期）	建物賃貸借契約（第2期）	
	事業用定期借地権設定契約締結（第1期）	供用開始（第1期）		供用開始（第2期）	
設計・建築					
	民間収益施設				
	基本協定の締結				供用開始

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
再整備施設数（累計）		2施設 （青果棟、関連店舗・事務所棟）		1施設 （水産棟）	

④8 歩くライフスタイルの推進

▶ 活力都市創造部まちづくり推進課

新規

現状と課題

平成30年度に策定した「富山市歩くライフスタイル戦略」に基づき、歩く施策を包括的に調整・実施しながら、令和元年度からは「とほ活（＝富山で歩く生活）」をキャッチコピーとしたアプリ開発やイベント等の普及啓発を通し、市民の歩くライフスタイルの推進を進めており、引き続き、過度に自動車に依存したライフスタイルからの転換を促す必要がある。

取組の概要

歩きたくなるまちなかの実現に向けて、国が進める「ウォークブル推進都市」に賛同し、中心市街地などの道路空間を活用した取り組みを進めるとともに、市民の日常的な歩く行動を支えるため、企業版ふるさと納税等を活用した「とほ活」ベンチプロジェクトを進めるなど、民間活力を活かしながら、まちなかを回遊・滞留できる空間づくりを実現し、歩くことを通した医療費の削減や健康寿命の延伸、まちの賑わいづくりなど、健康で活力ある都市の創造を目指す。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
まちなかを回遊・滞留できる空間づくり					
					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中心市街地及び富山駅周辺の歩行者通行量					
59,053人/日 (令和元年度実績)					59,000人/日

④ 学校給食調理等業務の民間委託の拡大

▶ 教育委員会事務局学校保健課

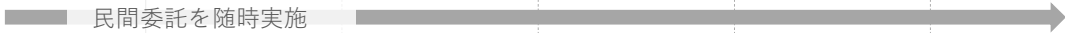
現状と課題

学校給食調理等業務について平成25年度から29年度までの5年間で15校の単独調理場における民間委託を実施している。また、平成30年度から令和4年度までの5年間で7校において、民間委託を導入することとしている。

取組の概要

学校給食調理等業務の民間委託導入については、栄養教諭等による食指導の充実を図ること、民間の専門的な知識・技術を活用することなどにより、より充実かつ安全に配慮した学校給食を提供し、業務効率の向上を図る。今後は学校再編の状況を見据えながら、令和5年度以降の民間委託の方針を検討していく。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校給食調理等業務の民間委託					
					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新たに委託を行う学校数					
2校		1校	未定	未定	未定

⑤0 外郭団体の見直し

▶ 企画管理部行政経営課

現状と課題

「富山市外郭団体の見直しに関する指針」に基づき、本市の外郭団体について、将来の方向性を検討するとともに、各団体毎の第1期経営改善計画（令和元年度～3年度）を策定し、その進捗状況についてモニタリングを行っている。

取組の概要

第2期経営改善計画を策定し、各団体において計画に基づいた経営改善に取り組む。また、経営改善計画の達成状況に応じて、各団体の今後のあり方や方向性を再検討する。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 各団体のあり方や方向性の再検討					
		あり方検討の実施			あり方検討の実施
② 第2期経営改善計画の策定及び実施					
	第2期経営改善計画の策定	 計画に基づき経営改善を実施			

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市の財政負担の削減率					
		10%			

⑤1 内部統制の適正かつ効率的な運用

▶ 企画管理部行政経営課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

地方公共団体における内部統制制度の導入については、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、都道府県知事及び指定都市の長には義務付け、その他の市町村の長には努力義務とされた。本市においては、令和元年度に策定した「富山市内部統制に関する指針（暫定版）」に基づき、令和2～3年度において内部統制制度の試験運用を行い、令和4年度からの本格導入を目指すこととしている。

取組の概要

令和4年度から本格導入する内部統制を適切に運用するとともに、制度運用を通じて、行政事務におけるリスクへの対応策の整備を促進し、リスク項目の遁減を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部統制の運用					
試験運用			リスクの精査		

⑤2 柔軟な組織への見直し

▶ 企画管理部行政経営課

令和6年3月変更

現状と課題

今日の人口減少・超高齢社会にあって、福祉・医療・教育・雇用・産業・都市整備など、多岐にわたって相乗的かつ戦略的に施策に取り組むため、時代に対応した組織への見直しが必要である。

取組の概要

- ①新たな行政課題や重点的に取り組むべき課題に対応するための強化
 - ②効率的な事務の執行を図るためのスリム化
 - ③事務事業の実態に応じた適正化
- という組織改正の基本的な考え方（観点）に基づき、行政組織の見直しを継続的に検討する。
また、市民サービスの窓口機能や出先機関のあり方について検討する。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
柔軟な組織への見直し					

具体的取組について

▼適正かつ柔軟な働き方と組織の実現

⑤3 テレワーク等の多様な働き方の推進

▶ 企画管理部職員課／情報システム課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

「新しい生活様式」を踏まえた柔軟かつ多様な働き方を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等、非常時における業務継続体制を確保する必要がある。

また、ワークライフバランスの確保に向け、育児・介護等の家庭生活と仕事の両立や、男性の家事・育児参加の環境整備を図るなど、働き方改革の推進が求められている。

取組の概要

客観的な労務管理が可能となる出退勤等管理（庶務事務）システムを導入することにより、テレワーク（サテライトオフィス・在宅勤務）をはじめとした多様な働き方の推進に向けた環境整備を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庶務事務システムの導入実施					
	システム導入に向けた開発・運用構築	システムの導入	運用開始		
多様な働き方の推進					
テレワーク（サテライトオフィス・在宅勤務）の実施	環境基盤整備		多様な働き方の推進に向けた検討		

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性職員の配偶者の出産休暇取得率					
41.3% （令和元年度実績）					75%

⑤4 勤務時間管理のシステム導入

▶ 企画管理部職員課

令和6年3月変更

新規

現状と課題

働き方改革において、労働時間の短縮やワークライフバランスの確保のため、客観的な方法による労務管理が必要となっている。

取組の概要

所属職員の健康管理の観点から、所属長のマネジメントを支援するツールとして、客観的な労務管理が可能となる出退勤等管理（庶務事務）システムを導入することにより、超過勤務時間等の適切な把握と庶務事務の効率化を推進する。

各年度取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庶務事務システムの導入実施					
	システム導入に向けた開発・運用構築	システムの導入	運用開始	出退勤の管理方法について検討	

⑤⑤ 定員及び給与の適正管理

▶ 企画管理部職員課

現状と課題

これまで多様な雇用形態を活用する視点の取組として、「定年退職者の再任用・再雇用職員としての積極的雇用」や、「専門的な知識・経験を必要とする業務や一定期間内に終了が見込まれる業務などに対応するための任期付職員の採用」を行ってきた。今後とも、行政需要に柔軟に対応できるよう、より効果的で専門性の高いサービス提供を図っていくために、再任用・再雇用職員や任期付職員、会計年度任用職員を活用し、限られた人材を真に行政が担うべき分野に配置することを基本としながら、今後の定年延長の動向を踏まえた定員の適正管理に努める必要がある。

また、国の給与制度改革の動向を踏まえ、人事院勧告や富山県人事委員会勧告に準拠し、地域の民間給与との均衡を図ることを基本として、給与水準の適正管理に取り組んできたところであるが、引き続き、給与の適正管理に努める必要がある。

取組の概要

今後とも、正規職員の採用にあたっては、再任用職員や再雇用職員、任期付職員の活用を考慮するものとし、正規職員では対応困難な専門的な業務や一定期間内で終了が見込まれる業務については、引き続き任期付職員の活用を検討する。

また、国や富山県の動向を注視しながら、適宜、適切に所要の見直しについて検討していく。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員及び給与の適正管理					
継続	継続実施及び検討				

⑤6 効率的かつ効果的な人材育成

▶ 企画管理部職員研修所／職員課

現状と課題

現在、部局・職場研修支援、階層別基本研修、広く受講者を募集する特別研修などについて実施している。

研修の受講に関して、働き方の変化や新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に対応しながら、いかに効率的に目的に適った能力開発ができるかが課題となっている。

また、すべての職員が生き生きと働き続けることができる組織風土の醸成が求められている。

取組の概要

引き続き、各種職員研修を実施していく中で、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を取りながら研修機会を確保するため、従来の集合研修に加え、オンライン学習等も活用して効率的・効果的に人材育成に取り組めるよう、職員の資質向上を図るための研修を計画・実施する。

また、「富山市特定事業主行動計画」に基づき、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、職員研修や人事異動を通じて意欲と能力のある職員の登用を図る。

各年度の取組工程

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各種職員研修の計画と実施					
					

各年度の数値目標

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理的地位にある職員(※)に占める女性職員の割合					
		※課長相当職以上の職員		概ね20%	

取組項目まとめ

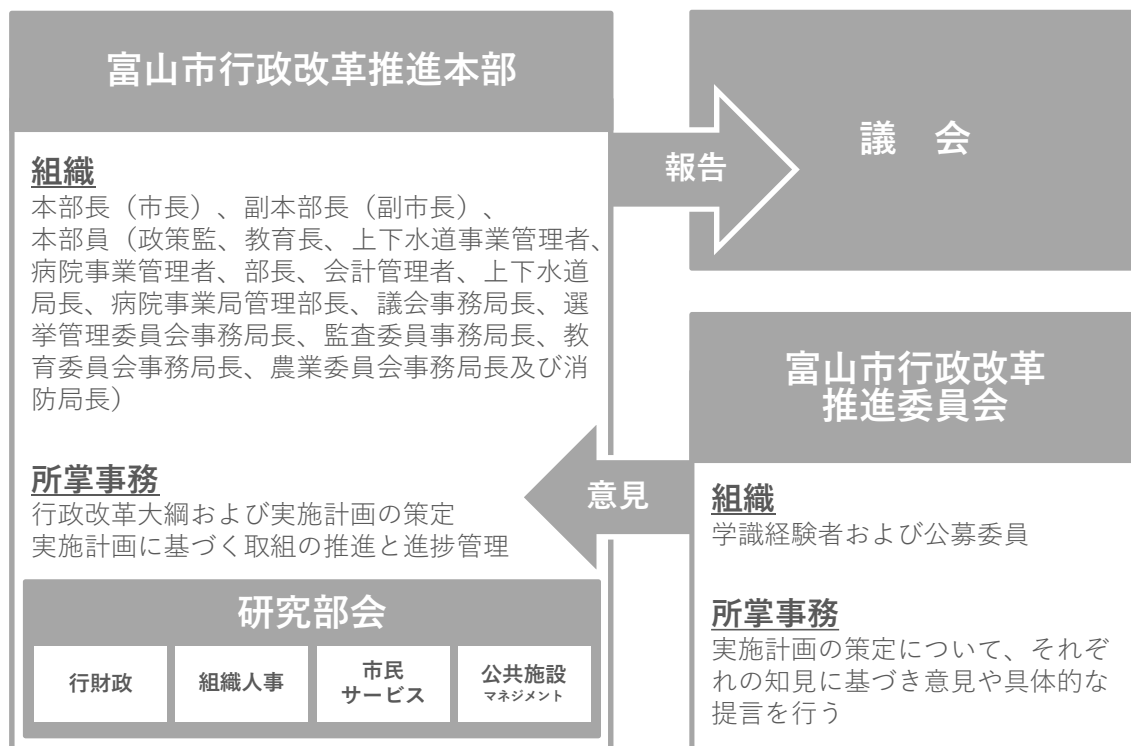
取組項目まとめ

No.	取組項目名	部局	所管課	新規
【スマート自治体の推進（16項目）】				
1	オープンデータの活用	企画管理部	スマートシティ推進課	
2	ライフライン共通プラットフォーム事業の推進	企画管理部	スマートシティ推進課	○
3	センサーネットワークの利活用	企画管理部	スマートシティ推進課	○
4	マイナンバー制度の活用	企画管理部	情報システム課	○
5	各種申請書等の電子化・オンライン化	企画管理部	情報システム課	○
6	押印の見直し	企画管理部	文書法務課	○
7	マイナンバーカードの普及促進	市民生活部	市民課	○
8	ICTを活用したスマート農業の推進	農林水産部	農政企画課	○
9	情報システム調達価格の適正化	企画管理部	情報システム課	
10	情報システムの最適化	企画管理部	情報システム課	
11	AI・RPA等のICT活用の推進	企画管理部	情報システム課	○
12	Web会議の推進	企画管理部	情報システム課	○
13	文書管理の適正化（ペーパーレス化・電子決裁の導入検討）	企画管理部	文書法務課 情報システム課	○
14	共同利用型行政システムの導入検討	企画管理部	情報システム課	○
15	ビッグデータを活用したまちづくり施策の検討	活力都市創造部	都市計画課	○
16	市公式LINEを活用した情報発信・オンライン申請等	企画管理部	広報課	○
【行政資源の最適化（24項目）】				
17	補助金等の見直し	企画管理部	行政経営課	
18	公の施設の使用料の適正化	企画管理部	行政経営課	
19	公共施設の長寿命化	企画管理部	行政経営課	○
20	公共施設マネジメントの推進（関連計画の改訂等）	企画管理部	行政経営課	
21	公共施設マネジメントの推進（地域別実行計画の着実な実行）	企画管理部	行政経営課	
22	事務事業の見直し	財務部	財政課	
23	行政財産使用料の減免基準の適正化	財務部	管財課	
24	固定資産台帳の利用による活用可能な公有財産の検討	財務部	管財課	
25	未利用資産の活用の推進	財務部 企画管理部	管財課 行政経営課	○
26	老人福祉センター等の廃止	福祉保健部	長寿福祉課	○
27	市立保育所の統廃合	こども家庭部	こども支援課	
28	ごみ収集業務の効率化	環境部	環境センター管理課 環境センター業務課	
29	農業集落排水施設の維持管理の一元化	農林水産部	農村整備課	
30	都市計画道路の見直し	活力都市創造部	都市計画課	
31	官民連携による社会インフラの維持管理業務の検討	建設部	建設政策課	○
32	橋りょう等の社会インフラマネジメントの推進	建設部	道路構造保全対策課	○
33	市営住宅の管理戸数の適正化	建設部	市営住宅課	○
34	病院事業の健全経営	病院事業局	管理部経営管理課 管理部総務医事課	
35	上下水道事業の健全経営	上下水道局	経営企画課	
36	下水道処理施設の統合	上下水道局	下水道課	
37	効率的な老朽下水道管の対策	上下水道局	下水道課	○
38	小・中学校の再編	教育委員会事務局	学校再編推進課	○
39	学校教育施設の長寿命化	教育委員会事務局	学校施設課	○
40	市立幼稚園の適正配置	教育委員会事務局	学校教育課	○
【多様な主体との共創・協働（9項目）】				
41	多様なPPP手法導入の優先的な検討	企画管理部	行政経営課	
42	民間提案公民連携事業の推進	企画管理部	行政経営課	
43	指定管理者制度の見直しとモニタリングを通じたサービス向上	企画管理部	行政経営課	
44	未来共創の推進	企画管理部	スマートシティ推進課	○
45	企業版ふるさと納税制度等の活用の推進	企画管理部 財務部	企画調整課 納税課	○
46	市立保育所の民営化	こども家庭部	こども支援課	
47	PPP手法による公設地方卸売市場の再整備	農林水産部	地方卸売市場	○
48	歩くライフスタイルの推進	活力都市創造部	まちづくり推進課	○
49	学校給食調理業務の民間委託の拡大	教育委員会事務局	学校保健課	
【適正かつ柔軟な働き方と組織の実現（7項目）】				
50	外郭団体の見直し	企画管理部	行政経営課	
51	内部統制の適正かつ効率的な運用	企画管理部	行政経営課	○
52	柔軟な組織への見直し	企画管理部	行政経営課	
53	テレワーク等の多様な働き方の推進	企画管理部	職員課 情報システム課	○
54	勤務時間管理のシステム導入	企画管理部	職員課	○
55	定員及び給与の適正管理	企画管理部	職員課	
56	効率的かつ効果的な人材育成	企画管理部	職員研修所 職員課	

本計画の策定体制とスケジュールについて

1. 策定体制

各分野の有識者や専門家等から構成される行政改革推進委員会の意見を取り入れながら、各部局長等を部会長とした4つの研究部会及び、市長を本部長とした行政改革推進本部により計画の策定を行いました。



2. 策定スケジュール

日程	内容
令和2年6月25日（木）	行政改革推進本部合同研究部会（第1回）
令和2年8月3日（月）	行政改革推進本部会議（第1回）
令和2年8月5日（水）	行政改革推進委員会（第1回）
令和2年11月9日（月） ～11月12日（木）	研究部会（行財政部会・組織人事部会・市民サービス部会・公共施設マネジメント部会）
令和3年1月12日（火）	行政改革推進本部合同研究部会（第2回）
令和3年1月22日（金） ～2月2日（火）	パブリックコメントの実施
令和3年2月8日（月）	行政改革推進委員会（第2回）
令和3年2月24日（水）	行政改革推進本部会議（第2回）

本計画の策定体制とスケジュールについて

AI	Artificial Intelligence。人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。
ASP	Application Service Provider。アプリケーションソフト等のサービス（機能）をネットワーク経由で提供するプロバイダのこと。広義にはこうした仕組みのソフトウェア提供形態やビジネスモデルまでも指す。
BPR	Business Process Re-engineering。業務全体を対象として効率や生産性を改善するために、業務全体を全面的に見直して再構築すること。研究開発、製造工程、原価・品質管理、サービス、製品の供給などすべての企業活動を、首尾一貫したビジネスプロセスへ再統合し、効率や生産性を劇的に改善することを目指す。
DX	Digital transformation。環境の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基にサービス等を変化させるとともに、業務・組織・風土等の変革を行うこと。
EBPM	Evidence based policy making。証拠に基づく政策立案。政策に関する企画等を、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づき行うこと。
Face to Face	直接（の）。対面での。
GIS	Geographic Information System。地理情報システム。地理情報システムとは「デジタル地図」の画面上に様々な情報を重ねて、それらの情報を用いて様々な分析を行うシステムのこと。
ICT	Information and communication technology。情報通信技術。情報技術を活かして、様々な人やモノをつなげること。
IoT	Internet of Things。建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバといったコンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。「モノのインターネット」と呼ばれることもある。
PFI	Private Financial Initiative。公共施設等の設計、建設、改修、維持管理・運営等を包括的に委ね民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、行政等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法。
PPP	Public Private Partner-ship。公民連携。行政では、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称として利用されており、本計画においてもPFI、指定管理者制度、民間委託等の企業、NPO、市民団体などのノウハウや専門知識を活用したサービスを提供する手法の総称として定義する。
QOL	Quality of life。一般に、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた『生活の質』のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。QOLにおける「幸福」は、生きがい、身心の健康、良好な人間関係、やりがいのある仕事、快適な住環境、十分な教育、レクリエーション活動、レジャーなど様々な観点から計られる。
RPA	Robotic Process Automation。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用した業務を代行・代替する取り組み。

オープンデータ	市が保有する公共データが、誰でも自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのことで、機械判読に適したデータ形式かつ二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータの総称。
基礎的財政収支	プライマリーバランス。財政の健全性を測る指標であり、地方債等の発行収入を除いた収入と、公債費の元利償還額を除いた歳出との収支を表したもの。
クラウドサービス	物理的なコンピューターやサーバーソフトウェアを持たずに、インターネットを通じて、サービスとしてサーバー機能などを利用できる形態（または、システム形態）のこと。
公共施設マネジメント	学校や公営住宅等の公共建築物の他、道路や橋りょう、上下水道等の公共施設等を、総合的かつ計画的に管理すること。
サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。
シームレス	「継ぎ目がない」という意味。英語由来で seam（継ぎ目・縫い目）+ less（を持たない）と分解できる表現。機能やサービスがよく連携していて（一貫性があり）利用者にとって快適であること。
実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）などが標準財政規模（地方公共団体の標準的な収入である市税や普通交付税等の一年間の合計額）を基本とする額に占める割合。
指定管理者制度	公の施設について、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に当該施設の管理に関する権限を委任して維持管理・運営を行わせるもの。 指定管理者となる民間事業者等は、自らが有するノウハウを活用し、包括的な維持管理・運営や講座、教室などの自主事業の実施により、施設の活性化を図り、良質な公共サービスの提供を図るもの。
将来負担比率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、標準財政規模を基本とする額に占める割合。
デジタルガバメント	デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政のあり方そのものを変革していくこと。
テレワーク	テレワークとはICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことであり、「tele=離れた場所」と「work=働く」を合わせた造語。テレワークは働く場所により、自宅利用型（自宅にいて、会社とはパソコンやインターネット、電話やファックスによって連絡を取る働き方）、モバイルワーク（顧客先や移動中にパソコンや携帯電話を使う働き方）、施設利用型（勤務先以外のオフィススペースでパソコンなどを利用した働き方）の3種類に分類される。
富山市センサーネットワーク	省電力広域エリア無線通信（LPWA）を用いて市内全域に展開した無線通信ネットワークと、これを経由してIoTセンサーからの収集データを管理するシステム。これにより集約したデータを分析・活用することで、新たなサービスの提供化、IoT技術を活用した新産業の育成などを目的とする。
内部統制	組織の業務の適正を確保するための体制を構築していくシステム（制度）を指す。すなわち、組織がその目的を有効・効率のかつ適正に達成するために、その組織の内部において適用されるルールや業務プロセスを整備し運用すること、ないしその結果確立されたシステムをいう。
ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、コンビニの購買情報、カーナビの走行記録、医療機関の電子カルテなど、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大だけでなく、非定型でリアルタイムに増加・変化するという特徴を持ち合わせている。このようなデータを扱う新たな手法の開発により、2010年前後から、産業・学術・行政・防災などさまざまな分野で利活用が進み、意思決定や将来予測、事象分析が行われている。
プラットフォーム	各地域が主体となって、地域におけるPPP/PFI案件形成機能の強化・充実をはかるための、地方公共団体、地域の産業界、金融機関、大学等の多様な主体による取り組みを行う場を指すもの。
ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用を、調達・製造、使用、廃棄の段階をトータルして考えたもの。生涯費用ともよばれる。製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。
ワークライフバランス	ひとりひとりの人が自分の時間を、仕事とそれ以外で、どのような割合で分けているか、どのようなバランスにしているか、ということ。

第4期富山市行政改革実施計画

令和3年3月策定
令和6年3月改定

富山市企画管理部行政経営課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
電話 (076) 443-2021
gyousei-01@city.toyama.lg.jp